厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業) 分担研究報告書

高次脳機能障害者・児の障害福祉サービス等利用に関する調査

研究分担者:今橋久美子 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 主任研究官

研究要旨

高次脳機能障害者・児が障害福祉サービス等を利用する上で生じている具体的な問題点を明らかにするために、高次脳機能障害支援拠点機関および当事者家族会を対象に調査を行った。両調査に共通して、自立訓練、就労系障害福祉サービス、施設入所支援、共同生活援助、移動支援、介護保険との併用に関する利用困難事例が挙がった。利用困難の要因は、「障害特性の理解・周知不足」「社会資源の不足」「制度の周知不足、支援がニーズに合っていない」等であった。一方、今後要望するサービスについては、通勤通学のための移動支援、リハビリのための社会資源の充足、ニーズに合った障害福祉サービスの利用支援、等が挙げられた。調査結果をもとに、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援マニュアルを作成した。

研究協力者:古謝由美 NPO 法人日本高次脳 機能障害友の会 理事長

A. 研究目的

高次脳機能障害者が各種障害福祉サービス等を利用する際の、障害特性に応じた対応について、調査及び分析を行い、実態に基づいた障害福祉サービス事業者向けの支援マニュアルを作成することにより、高次脳機能障害者への適切な支援につなげることが本研究の目的である。

B.研究方法

全国の高次脳機能障害支援拠点機関(以下拠点機関)および高次脳機能障害の当事者家族会を対象に調査票を配付し、1)障害福祉サービス等利用困難事例、2)今後要望するサービスについて調査を行った。

(倫理面への配慮)

本研究は、所属機関の倫理審査委員会の承認を経て実施した。

C. 研究結果

拠点機関50か所および当事者家族会7団体から調査票を回収した。

1)障害福祉サービス等利用困難事例 高次脳機能障害者・児について、福祉サービス の利用が困難な事例は、208件(拠点機関 167 件、当事者家族会 41件)であった。自立訓練、 就労系障害福祉サービス、施設入所支援、共同 生活援助、移動支援、介護保険との併用に関す る利用困難事例が挙がった。(表 1)。

表 1 サービス別利用困難事例数

サービス	事例	列数
	拠点機関	当事者 家族会
居宅介護(ホームヘルプ)	6	
重度訪問介護	1	
行動援護	1	
短期入所 (ショートステイ)	6	
生活介護	6	
障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	13	2
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	28	3
就労移行支援	21	4
就労継続支援A型	10	2
就労継続支援B型	39	4
共同生活援助 (グループホーム)	12	4
移動支援	14	7
地域活動支援センター	4	
地域移行支援	2	
地域定着支援	1	
精神障害者保健福祉手帳	4	3
介護保険サービス	12	7
放課後等ディサービス	2	
その他サービス	7	5

7

具体的には、「障害特性への理解・周知不足によるもの」「社会資源の不足によるもの」「制度の周知不足、支援がニーズに合っていないことによるもの」があった(表2-1、表2-2)。

ア 障害特性への理解・周知不足の例

- 1. 入所施設のプログラムに参加せず、部屋に こもっている。職員さんからは「朝部屋に 呼びに行っても、出てこない」と言われる だけで、何もしてもらえない。
- 2. プログラムが終わると、その後の声掛けや 支援プログラムがないようで、何をしたら よいのかわからない。夕食までの時間とか 寝るまでの時間など、どう過ごしてよいの か。本人はテレビもつけられない。
- 3. B型事業所で清掃の仕事をしているが、同じ姿勢を続けて膝が痛む。自分から職員に言えないまま、状態が悪化してから親に告げた。

イ 社会資源の不足の例

- 1. 生活訓練を受けたいが近くに事業所がない。
- 2. 両親とも仕事があり、通学のための移動支援を申請し支給決定されたが、受けてくれる事業者がなかったため、サービスを受けることができなかった。

ウ 制度の周知不足、支援がニーズに合ってい ない例

- 1. 40 代 50 代で時間をかければ働けるぐらい に回復する高次脳機能障害者が多いはずな のに、病院がすぐ介護保険の申請をおこな う。病院は障害福祉サービスについて情報 も知らないことがあるため患者家族に伝え ないことにたいへん問題があると思う。
- 2. 介護保険優先なので障害福祉の介護給付が 使えない。障害福祉から介護福祉に切り替 わってサービスの選択肢の幅が狭くなった。 障害者に必要な支援が、介護保険制度では

適用しにくい。地域の相談窓口もケアマネージャーも高次脳機能障害について理解している人が少ない。本人、家族には負担が多く感じる。

2)今後要望するサービス

今後要望するサービスは、93 件(拠点機関 76 件、当事者家族会 17 件)であった(表 3-1、表 3-2)。主なものを下記に示す。

- 1. 社会資源(リハビリ、特に言語や心理の支援) 通勤通学のための移動支援がほしい。
- 2. 年齢や原因傷病で介護保険優先になるが、 支援内容とニーズ(特に就労)があってい ない。適切な障害福祉サービスにつないで ほしい。
- 3. 市町村によりサービス利用の要件や負担額 が異なるのを統一してほしい。
- 4. 退院時に障害や制度について説明がほしい。
- 5. 社会的行動障害者の居場所と受け入れ事業 所。(現行の報酬体系では受け入れを拒否され、行き場が無い。)

D.考察

高次脳機能障害者・児が障害福祉サービス等を利用する上で生じている具体的な問題点について、高次脳機能障害支援拠点機関および当事者家族会を対象に調査を行った。両調査に共通して、自立訓練、就労系障害福祉サービス、施設入所支援、共同生活援助、移動支援、介護保険との併用に関する利用困難事例が挙げられた。利用困難の要因は、「障害特性への理解・周知不足」「社会資源の不足」「制度の周知不足、支援がニーズに合っていない」等であった。

一方、今後要望するサービスについては、通 勤通学のための移動支援、(一律に介護保険を勧 めるのではなく)ニーズに合った障害福祉サー ビスの利用支援等が挙げられた。

E. 結論

高次脳機能障害者・児が障害福祉サービス等 G.研究発表 を利用する上で生じている具体的な問題点につ いて調査を行い、高次脳機能障害の障害特性に 応じた支援マニュアルを作成した。

F.健康危険情報 なし

今橋久美子、深津玲子.高次脳機能障害者・児 が障害福祉サービス等を利用する上での課題と ニーズ .第 43 回日本高次脳機能障害学会学術総 会.仙台.2019-11-29.

H.知的財産権の出願・取得状況 なし

表 2-1 障害福祉サービス等利用困難事例 (状況と対応)支援拠点機関

サービス名	状況	対応
居宅介護(ホームヘル	食事の買い物が上手にできないので、買い	買い物同行は移動支援になるとのことだった
プ)	物同行してもらっていっしょに練習を試みた	が、この方には移動支援の支給は下りなかっ
	が、買い物同行は×、買い物代行は○と言	たため、買い物の練習はできなかった。
	われた。	
	一つ一つの調理や掃除等の動作は指示が	ヘルパー導入時に高次脳機能障害者のへ
	あれば出来るのに、なぜヘルパーが支援し	ルパー支援の必要性とヘルパーの役割につ
	ないと行けないのか。見ているだけで支援に	いては、高次脳機能障害支援センタースタッ
	なっていないのではないか、とヘルパー事業	フから説明していたが、重ねて支援センター
	所から相談があった。	スタッフがヘルパー支援の日に合わせ定期
		的に訪問し支援内容を確認し、連携会議を
		開催し、ヘルパーの役割について都度説明
		する様にした。
	障害支援区分3で、もともとは居宅介護を利	医療的な関わりの継続(薬の管理や症状の
	用。薬の管理ができず、怠薬により精神症状	観察等)のため、しばらくは精神科デイケア
	が悪化。金銭支援をしていた社協の職員を	に通所(3回/週 4回/週)。居宅介護は月2
	殴り、精神科病院に入院。退院後、福祉サー	回のみ。
	ビス利用を検討。ヘルパー介入を拒否する	
	可能性や日中活動の場をどうするかが問題	
	にあがる。(精神2級)	
	失語が顕著で、注意・記憶・遂行機能障害の	(1)事業所に何度か本人の特性を説明、と同
	方の一人暮し。家事支援のため、(1)を利用。	時に本人の希望の表現方法も話し合った。
	(1)に本人の気持ちが伝わらず、本人が思っ	両者を交えての話合いも幾度と重ねたが、
	たサービスが受けられない。	(1)を利用するための本人の準備が難しい状
		態となり、(1)の利用が中止となった。
重度訪問介護	骨折で一般病棟に入院中、脱抑制の為、院	家族が実費でヘルパーを利用した。
	内外を移動し、離棟行為があり、病院から毎	
	日家族の付添ができないなら退院するように	
	と言われた。家族が毎日の対応は難しくヘル	
	パー利用を希望されたが、入院中の利用は	

	できなかった。	
短期入所(ショートステ	在宅生活を家族としているが、親が高齢とな	とにかくグループホームを数多く見学し、イメ
1)	り、今後の生活を考える必要があり、グルー	ージ作りを支援している。
	プホームの利用などを提案してもなかなか現	
	実的に検討できない。ショートステイを実施し	
	ている施設は少ない。あっても知的障害に特	
	化している等、利用しづらい。	
	脱抑制の症状があり、無断外出、女性に触り	県内事業所をあたったが、利用が出来ず、
	に行く、人の物を盗ってしまうなどの状況があ	他府県の事業所にあたり受けてくれる事業所
	り、家族の疲労が強く短期入所利用を検討し	を探し、利用となった。(精神2級)
	たが、無断外出や脱抑制の症状を理由に利	
	用を断られた。	
	本人の保清が維持できない状況をみて、ショ	相談支援専門員に入ってもらい、家族への
	ートステイ利用を家族にすすめたが、利用の	説明を行った。翌月からショートステイ利用す
	必要性を理解してもらえなかった。	ることになった。
	利用につながったが、夜間外に出てしまうこ	事業所と、今後の対応についてご家族も交
	とがあり、利用中止になった。(身体 1 級・療	え話合いを行ったが、対応が難しいと断られ
	育 B)	た。将来のために、練習として利用していた
		ため現在短期入所は利用していない。他の
		サービスは利用できている。
生活介護	知的障害者の利用が多い通所施設(生活介	他の施設の見学を試みたが、1回は見学に
	護)に見学に行ったところ、その場では普通	行くものの行きたくないと言われ、高次脳機
	に過ごされていたが、帰宅する車の中で家	能障害者と家族の会の活動を紹介し、家族と
	族に対して、本人が「自分はこんな障害者じ	一緒に支援センタースタッフも何度か同行し
	ゃない」と怒り出してしまった。	慣れて頂きながら活動に参加して頂いた。
	「殺せ」等大声を出すため、周りへの影響から	本人の状態を理解して受け入れてもらえる施
	利用できる場所がない。(身 1-1)	設を検討中。
	精神3級。送迎のある生活介護事業所の利	ゆるやかな就 B を探した。
	用を検討したが、そこが知的の行動障がいの	
	ある人が多く通所されていて騒がしく、感覚	
	過敏があるために本人が行きたがらなかっ	
	た。	
	車いす使用者で身体障害者中心の生活介	退所後相談支援事業所と別の生活介護施
	護の施設に入所したが、高次脳機能障害に	設を探して入所した。入所時訪問して状態と
	よる問題行動(スタッフに対する暴言、ルー	対処法の説明をしたが、そこも数か月で退所
	ルを守れないなど)から数か月で退所となっ	となり、精神科病院入院となった。病院からも
	た。(身体 1 級)	退院を迫られており、基幹相談支援センター
i		が中心となり今後の行き先を探している。

障害者支援施設での夜	社会的行動障害のある方が希望したが、集	本人にとって、面談及び見学の印象が悪く、
間ケア等(施設入所支援)	団生活が難しいと判断され、面談及び見学	次の施設探しへの意欲が減退した。面談で
	で、施設の否定的な案内ばかりをされてしま	ポジティブフィードバックを繰り返し、少しず
	い、体験など次につながらなかった。	つ外への意識が高まるように支援している。
	職員体制が不十分のため、"問題行動"があ	別の施設を検討したが、本人に適当な所が
	る方の利用を断られた。	見つからず、自宅での生活に戻らざるを得な
		かった。
	当時(平成20年)、旧体系の更生施設入所	万引きで警察に保護されることもあり、離婚に
	を検討したが、身体的な訓練を必要とせず、	よる環境変化もあったが、就労を長期目標と
	生活訓練のみでの入所は難しいと判断され	し、ショートステイや生活介護支援を利用しな
	た。本人の問題行動(セクハラ)も一因であっ	がら、生活リズムを整え、日常生活でできるこ
	た。他、暴言、徘徊行動もある。(身体1級)	とを増やしていくこととなった。
	重度の失語症、記憶障害と衝動性の高さ等	生活介護事業所の利用やホームヘルプの利
	があり、高齢の両親では在宅支援が困難で	用で在宅生活を継続していたが、労災の施
	あり、施設入所を希望されていたが、入所施	設入所が決まる。しかし、うろうろする、大声
	設の待機人数の多さと共に無断外出の可能	を上げる、介助拒否などの状況があり、対応
	性やマンツーマン対応が出来ないことで施	できないと1,2か月の利用で退所となった。
	設入所が出来なかった。	家族も受け止め困難で精神科入院となった。
	市に申請したが、65歳以下で、かつ介護保	圏域内ネットワーク会議での問題定義を検討
	険の特定疾患であるとの理由で、サービス利	している。
	用が認められなかった。市の担当者によって	
	対応が違うことも多い。	
自立訓練(機能訓練・生	受傷後アパシーを主症状とする高次脳の	市へ、高次脳の症状と自立訓練の必要性を
活訓練)	方。単身で家に引きこもっており、日中活動	説明し、障害福祉サービス受給者証を交付
	の場がないが就労の意向があるため自立訓	してもらった。
	練をすすめた。本人が市へ受給者証の手続	
	きに行ったが"意欲が感じられない"とみら	
	れ、手続きが難航した。	
	主治医から、「継続して機能訓練が必要」とさ	児童福祉法の規定により「障害者」とみなし、
	れていた高次脳機能障害の児童がいたが、	機能訓練のある施設を利用することになっ
	障害児へのサービスとして、機能訓練が利用	<i>t</i> =.
	できなかった。(身体1級)	
	少年院退院後の行き先として生活訓練の入	施設側に理解を求めるため本人との面談に
	所先を検討していたが、犯罪行為がある利	入ってもらうなど、今後の利用に向けて継続
	用者の受け入れは困難と言われた。	的に関わってもらっている。退院後の行き先
		については県内外の施設や職業訓練を検討
		している。

脳出血後遺症(精神2級) 退院後、自立訓練+施設入所支援利用の希望があったが、 病識が無く無断離院の可能性が高かったため、利用に至らなかった。 通院リハを継続し、並行して送迎付きの介護 保険デイサービスを利用した。その後、地域 活動支援サービスを利用。現状、家族が単 独通所等の外出練習を行っている。

50代後半での脳血管障害発症の方で、介護保険のデイサービスを利用していたが、雰囲気になじめず本人も仕方なく通所している状況での相談。本人や支援者で検討した結果、障害福祉の生活訓練を利用し就労の可能性を探る方向となり、障害者支援施設も利用可能と言ってくれていた。市に申請をしたが介護保険優先なので受給者証は出せないと言われた。

何度か市の担当者と話し合いを行ったが、市 の考えは変わらなかった。そのため、通所中 のデイサービスにてご本人に役割を作っても らい本人のできることを広げる取り組みをして もらった。

利用開始したが、暴言や暴力がみられるため、集団生活は難しいと言われ、退所となった。

施設の嘱託医より、暴言・暴力の軽減のため 精神科病院に入院を勧められ、入院となっ た。

高次脳機能障がいの支援に力を入れている 入所施設の利用を申請し、これまでの入院 生活で勝手に出ていこうとしたことがあったこ とを伝えたところ、利用を断られ、他のサービ スも「あの施設で対応できない人の利用は難 しい」と言われ、在宅で暮らさざるを得なくなった。 地域で暮らすうえでは困難が生じることが予想されたため、地元の基幹相談支援センターに相談するよう家族に助言した。また、家族の同意を得たうえで、基幹相談支援センターに情報提供を行った。

自立訓練(生活訓練)を利用しながら復職したが、脱抑制などの症状から職場でうまくいかず、訓練終了後しばらく経過してからストレスによると考えられる身体症状が出現し、会社を退職。高次脳機能障害の症状(社会的行動障害など)が悪化したため、生活訓練の再利用を申請したが「自立訓練は原則1回の利用のみ」との判断から認められなかった。

生活環境や障害の悪化状況と訓練の必要性 と平成22年厚生労働省主管課長会議資料 などの根拠について行政に説明し、自立訓 練の受給者証が発行された。

小児の頭部外傷による高次脳機能障害のリハビリに関する相談があったが、小児がリハビリを受けることが出来る社会資源がなかった。また、学校などとの連携支援についての制度もない。

期間限定で、自法人内の療育センターでの リハビリを実施。その後、定期的にアポイント を取りながらライフステージの変化の都度、 相談支援を実施。必要に応じて学校に提出 する「情報提供書や意見書」を作成してい る。 自立訓練終了後障害者雇用での一般就労となったが、数年経過した後、高次脳機能障害による人間関係のトラブル等の問題が顕在化し、相談来所。現制度では高次脳機能障害の専門的見地から職場への直接的なアプローチをするなどのフォローアップができる制度がない。

障害者就労・生活支援センターと連携しながら相談対応を行っている。

自立訓練(生活)通所利用開始する(父親の送迎)が、自宅において家族(母親)に対する暴言・嫌がる行為(抱きつきにいく、チョコレートをくれと引っ張る)等がエスカレートする。また、45 分間の訓練中集中できずに、ハイテンションとなり他利用者に対してちょっかいをだすようになる。集団からより個別性の高い訓練内容に変更するも適応が難しい。また、家族の健康状態も悪化する。(母親自身も進行性疾患で父親は妻と息子の介助を行っている)(精神2級)

本人自身の治療と介護者のレスパイトのため精神科病院に入院加療となる。

自立訓練の生活訓練でデイサービス利用しようとしたが、高次脳機能障害に対応したプログラムや支援はしていない、と言われた。リハ職もいないとも言われた。

障がい福祉で利用できるデイサービスが他にない為、そのデイに通うことにした。生活訓練でサービス利用することになったが、特別なプログラムや支援があるわけではない為、他の高齢者と同じプログラム内容での支援となっている

市外の機能訓練施設を希望したが身体症状が重く、ADLがある程度自立していないと受け入れは難しいと言われる。別のデイケア施設も希望するが、やはり介助の度合いが高いと断られる。(身体1種1級)

指定障害者地域生活支援センターを利用し ながら生活をされている。

長年引きこもっていた40代の男性の両親から相談があり、自立訓練(生活訓練)の見学までは行ったが、体験利用はまだできていない。

電話で様子を聞いたり、訪問をして面接したりを継続している。

介護保険第2号被保険者に該当する高次脳 患者であったが、身体麻痺も重度だったた め、退院後も入所リハビリ施設を希望。障害 者手帳も取得したものの、介護保険サービス が優先されるため障害の施設入所は原則不 可と行政に受け付けてもらえず、機能訓練施 本人·家族の合意に基づき、退院後は老人保健施設へ入所。その後、介護保険のリハビリでは本人のニーズに対応出来なかったことを立証させてから、県内の障害福祉サービス機能訓練施設へ入所となった。

設へ繋ぐことができなかった。 (身体 1 級)	
高次脳機能障害に特化した施設に入所して	精神科を受診され、向精神薬を処方。環境
生活訓練を受けていたが、現実検討能力や	 調整も含めて精神科病棟への入院も検討さ
理解力の乏しさからスタッフや利用者に対し	ー れたが、内服薬で症状が落ち着き、リハビリ
てイライラを募らせ、暴言を吐く、物を投げ	復帰の希望も強かった為、入院せず経過。
る、蹴るなどの粗暴行為がみられるようになっ	 精神科での定期的な外来フォローを受けな
た。訓練に対して「したくない」と言い、好きな	 がら、"また同じような事があれば退所"の前
ことをさせても興奮状態が収まらず、危険行	 提条件のもと、数日間の体験入所を経て復
為やトラブルが続いた為、他の利用者が怯え	所となった。
て、職員一人が付かないといけないような状	
況になった。	
自立訓練利用について市に申請を行ったと	市の担当者に対し国の制度の適用関係につ
ころ障害が脳血管障害であったため「介護保	いて説明するも明確な回答が得られなかっ
険優先」原則を理由に障害福祉サービスは	たため、本庁の主管へ報告。最終的に利用
受理できないと言われた。	が可能となった。
自立訓練終了後在宅復帰し就労系サービス	前例のない症例であるため町より訓練の必
を利用していたが、長続きせず医療機関へ	要性について医師の意見書を求められ提
の通院のみを行っていた。再度自立訓練の	出、審査会を経て利用が開始となった。
必要性を医師が判断し町に対し再利用につ	
いて相談を行った。	
「休職中の人は、復職支援は復職先の会社	区や市の担当者と何度か話をして、 当セン
が行うべきものなので自立訓練は利用できな	ターからの理由書と 会社から会社では復
い」と申請時に区役所の窓口で言われること	職支援をできないと書いた書類(どちらも書
が一時期頻繁にあった。	式なし)を出せば認められるようになった。こ
	の1~2年は当センターに書類提出を求めら
	れたり、窓口で断られたという報告を聞いたり
	することはなくなった。区によっては今も会社
	からの書類提出を求めている様。
利用に繋がったが、職員や利用者を怒鳴る	本人が事業所の継続利用を希望したため、
などの行動が頻発し、トラブルを重ねたため	相談支援事業所が高次脳センターの助言に
に事業所から利用を断られた。(障害者手	基づき本人への対応方法等を助言し、理解
帳:不明)	を得られたことで利用頻度を減らすことを条
	件に再度事業所の利用が可能となった。
事業所の数が少なく、常に定員を満たしてい	自立訓練の空きが出るまで外来リ八継続し
るため、利用したいときに空きが無い。また、	た。
自立訓練と施設入所支援のある施設では	
ADL 自立が入所条件となっており、入所が	
難しいことがある。	

就労移行支援

大学、専門学校に在籍しながら、障害者枠での就労にむけての準備をしたい。地域障害者職業センターは最終年度からしか利用ができないと言われ、以降は在学時の利用はできないと言われた。

評価実習の形で数日間移行を利用した。

休職中で復職を目指している方であり、市に 申請したが、サービス決定まで時間がかかっ た。(平成 26 年度) 平成30年4月25日事務連絡平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2の記載にある条件を満たしていたため、結果的にはサービス決定となったが、役所、休職先企業担当者、職業センターとの連絡・相談等を何回も実施し、役所の決定までかなりの時間を要した。

休職中であった公務員の方が就労移行支援、施設入所支援を平成23年度から平成24年度に利用し、復職された。その後、就労移行支援のアフターフォローを継続し、3年程度はうまくいっていたが、職場不適応となり再び休職となった。本人、家族から再度、就労移行支援、施設入所支援の希望が挙がったが、役所担当者の偏っていると思われる考え(同じ公務員として、休職しながら障害福祉サービスの利用をするのはいかがなものか、一度、就労移行支援を利用したため、再度利用はなかなか認められない等々)があり、自宅待機を余儀なくされた。(平成27年度)

同センター内の高次脳機能障害支援センターに相談し、グループ訓練につながった。その後、生活訓練、就労移行支援で再度役所に申請したが、ここでも役所担当者の偏っていると思われる考え(単身生活で復職していた方、今は単身生活が難しいが家族と生活できる方であるのに、なぜ生活訓練を利用するのか、必要ないのではないか等々)を伝えてきたが、最終的には生活訓練、施設入所支援のサービスにつながった。就労移行支援の2度目の利用は、住所地があった役所は一切認めず、最終的には他市で単身生活をするところまで生活訓練で支援し、新しく単身生活された住所地の市に就労移行支援を申請し、認められた。

休職中の高次脳機能障害の方が就労移行 支援事業による復職支援を希望し、市町村 に申請したが「主治医が、復職に関する支援 を受けることにより復職することが適当と判断 する意見書」の提出を求められた。(精神3 級) 支援者から主治医に丁寧に説明を行うことで 意見書を書いてもらうことができ、サービスの 受給に繋がった。しかし、本来、意見書の内 容は医学的に判断するには困難であるとの 医師から話があった。

休職中の高次脳機能障害の方が就労移行 支援事業による復職支援を希望し、市町村 に申請したが「主治医が、復職に関する支援 を受けることにより復職することが適当と判断 する意見書」の提出を求められた。(精神2 級) 主治医による意見書の提出が困難であった 為、障害者職業センターにおける職業評価 を参考資料とし、役所担当者へ説明し、サー ビスの受給に繋がった。 利用し始めたが「運転再開の許可が出たから」という理由で、終了となってしまった。元々中長距離トラックの運転手だった。運転再開の許可が出た=復職と勘違いされてしまった様子。

担当ケアマネが困って連絡してきた為、外来の担当 ST につなぎ対応してもらった。結局、 復職でなく治療専念を選択された為、就労 移行支援は終了のまま。

民間企業で休職されている方。支援拠点機 関で就労支援サービス(職業評価等)を受け た後、就労支援系通所事業所を利用したう えで復職を目指す方向で関係者と話し合っ たが、居住地の障害福祉主管窓口では利用 は認められないと言われた。 休職中の方の就労系サービス利用について、「要件を満たした場合は支給決定して差し支えない」とのQ&Aはあるが、実際の判断は自治体によって異なり、支援拠点機関から指導等できるものでもない。当該自治体の就労支援機関で代替サービスを検討していただくことになった。(同様のケースは複数あり)

もともと自分の障害の受け入れが難しかった 方(重度の記憶障害、遂行機能障害、注意 障害)。就労への意欲が非常に強く就労移 行支援事業所利用に繋がったが、事業所で の作業内容等に納得が行かず、職員ともうま く関係が作れなかった。結果、利用中止に至 った。(精神2級) 前から関わりがあった地域活動支援センター に通所するようになった。

休職期間中に、復職準備として市へ利用に ついて打診した。在職中は利用が困難であ ると言われた。(精神3級)

国リハからの情報提供や他県の前例を提示 することで利用に至った。

利用に繋がったが、本人様のニーズと提供できるサービスに相違があり、サービスの継続が困難となった。

県障害者職業センターへ相談し、職能訓練・ ハローワークでの就職活動へ繋げた。

頭部外傷後遺症(身体 6 級・精神 2 級) 公務員試験に合格し入職するも、試用期間中に有給休暇をほとんど使い切り、かつ遅刻・無断欠勤が発覚したため、退職に。その後親族のコネで就労するもうまくいかず、転々とした結果、障害福祉サービスを利用する。しかし、他利用者におごってもらう等が続き、利用者・施設から苦情が出る。結婚し家族が出来ても、無断外出・外泊などし、トラブルを繰り返している。

一般就労、就労移行支援、就労継続支援 A型と利用してきているが、数ヶ月から 1 年程度経つと同様のことが起きている。

頭部外傷後遺症(精神2級) 利用につながるが、「事前に説明していた工賃支払っていない」と事業所へ攻撃をし、通所しなくなる。

ケア会議を行い、認識のズレを修正し、本人 が通えて可能業務がある就労継続 A 型を利 用する。 辺縁系脳炎(精神2級) 自分の考えが正しいとの認識が強く、自分の理想を相手に押し付ける傾向が強く、支援者は「すべき」という話になる。それに対して、支援員や周囲の人が「向き合わない」「違う意見を言う」とヒートアップして、コントロールできずに大きな声で暴言を吐き続ける。

いったん相談支援も距離を置き、本人が自分で希望する仕事に就こうとするが、うまくいかず。できる仕事のある就労継続B型を利用する。

頭部外傷後遺症(身体 < 左上肢 > 2級) 公務員。産業医からの指示で当院受診。就労移行訓練を行うこととなった。 市町村福祉課より「休職中の就労移行利用は認めるが、就労移行利用のために休職をとることはおかしい」と言われた。 職場の規則として、病気休暇を3ヶ月取得後休職に入る形となるため、病気休暇中の就労移行利用は認めないと市町村より言われた。 共に、事情を説明し職場と市町村で調整をしてもらい、無事に利用に至った。 については、調整ができなければ、市単費事業を利用し、訓練を受け入れる手配をしていた。

頭部外傷後遺症(精神2級) 10年前の受傷。当院9年前に初診、高次脳について精査し就労移行支援を利用したが、課題のフィードバックを受け止められず、訓練途中で退所。その後、定期受診にて相談支援を継続しているが、気に入らないことがあると支援機関や担当者を次々に替えてしまい、未だ就労や日中活動の定着につながっていない。

拠点機関での定期受診は継続しているため、必要に応じコーディネーターが面談。面 談については家族が同席し随時考え方のズレを修正している状態。

休職中の当事者が復職のため就労系障害 福祉サービスの利用について、平成 29 年度 障害福祉サービス報酬改定等に関する Q&A を参考に行政へ相談したが却下された。(身 体6級・精神未申請) 作業プログラムも行っている地域活動支援センターを利用。通所リズム、体力強化、対人関係、ストレス耐性、代償手段の習得を図る。次の段階で当センター内の職業能力開発施設(職能評価・訓練)利用を検討。

自立訓練(生活訓練)入所利用期間終了。その後本人の希望により自宅近くの就労移行施設通所を開始するが、体調不良等が続き (頭痛・腹痛・アレルギー鼻炎)自宅に引きこもるようになる。(精神2級) 医療機関への定期通院。(医療機関で精査するも、体調不良の原因が特定できない)交通事故による受傷のため、専門機関を紹介する。(必要書類等をそろえることが難しいため、手続きがなかなか進行しない)

休職中の就労支援で移行支援を利用しているが、地域によっては支援利用開始までに時間がかかりスムースにいかない(受給者証発行手続き上の問題ではなく、休職中、というところにひっかかって確認に時間がかかる)。

時間がかかったが、利用できた。

利用していたが、笑いが止まらないといった 感情失禁や場にそぐわない発言が目立ち、 利用者や職員との人間関係が保てなくなっ た。症状が原因で、事業所内でトラブルがあ る度に家族に報告が届き、家族も疲弊してい った。そのまま事業所は症状理解が深まら ず、うまく対応できない状況が続き、その結 果本人から利用を辞退した。 以後、本人は障害者雇用での就労を目指したが不採用が続き、現在は就労継続支援B型事業所を利用中。(精神手帳:2級)

就労継続支援A型

数年にわたり利用していたが、本人が自分の 能力を過大に評価し賃金の額や他の利用者 と同列に扱われることに不満を募らせ、他の 利用者を一方的に非難する等して徐々に距 離を置かれるようになった。事業所の職員は 本人の障害特性を理解しており、本人が希 望する限り仕事を続けられるよう職場の構造 化、配置転換などの配慮をしていたが、本人 はSNSで知り合った知人に勧誘され一般就 労での転職を決め、事前の相談なく退職し た。就職先では適応できず事実上無職とな った。再度障害福祉サービスの利用調整が 必要と思われるが、上記事業所では本人の 退職により他の利用者が非常に落ち着いて いるとのことで再度の利用を進めがたい状況 である。(身2)

他の事業所を検討する予定だが、過去に別の事業所でも同様のトラブルを起こして辞めた経緯があることから、本人が障害福祉サービスの利用を拒否する可能性も考えられるため、方針未定の状況。

くも膜下出血後遺症(精神2級) A型事業所での態度が悪い。作業のやり方に誤りがあり、職員から指摘を受けても「このやり方の方がやりやすい」と指摘を受け入れない。休憩時間中も、周囲に大量のお菓子を配る等利用者・施設からの苦情も出ていた。

1ヶ月ほどA型の利用を休止し、地域活動支援センターで立て直しを試みたが、本人が変わることができずA型は退所に至った。地活の利用を継続している。

頭部外傷後遺症(精神2級) 休憩時間に大きな声で話をする。他の利用者にも一方的に話しかけ、相手から話しかけられると「その話には興味は無い」と言ってしまう。作業のミス

担当者会議を開催し、施設側と情報を共有。 本人に対して指導を行うも、本人・家族ともに 変わることができず、施設側から退所を通告 された。 就労移行訓練の利用を予定。

を指摘されても、受け入れず自分勝手なやり 方を貫〈等、施設・利用者から苦情が出てい た。

頭部外傷後遺症(精神2級) 受傷後約30年 経過、転職を繰り返している状況で拠点機関 に相談あり。単身生活で経済的にも逼迫して いることから就労移行支援などの福祉サービ スの利用は希望されず。受診継続し、手帳交 付後障害者雇用枠で就活するも収入面など で折り合いつかず。また、長年の就労経験は あるが、症状の理解がされないまま失敗体験 を積み重ねてきたため、就労に好ましくない 行動パターンが定着していた。(安請け合い、衝動性 仕事上のミス、トラブル < 周囲 にも相談しない > 相手が悪いといった他 罰傾向での人間関係悪化)

・拠点機関が高次脳機能精査、評価結果を 説明し、定期受診・面談継続にて障害の自 己認識進める。・生活保護申請。住居も市営 住宅に転居(基幹相談支援センターが支 援)。経済的にも落ち着いたことから、就労継 続支援A型の利用につながった。しかし、行 動パターンはすぐに変えられないため基幹 相談支援センターと拠点機関、A型事業所 が密に連携し、情報共有する中で統一した アプローチを継続。トラブルに早期対応・支 援している。

【身障手帳2種4級、精神手帳なり]病識欠如、粗暴行為、母への暴力、触法歴あり。転職、無職を繰り返した後に就労A型を利用したが職員に苦情、他利用者ともトラブルもあり職員が対応に困り、退職となった。現在、年金未払いにより受給できず親の年金で生活している。精神科受診は本人拒否。

支援 Co.も参加をして関係機関でケース会議をして検討と役割分担をした。その後も地域の支援センター(一般相談、基幹型、地域包括支援センター)が関わっているが根本解決に至っていない。地域事業所の受け皿もない。

退所後の日中活動の場として見学し体験に 行き、本人は希望したものの、事業所側から 本人の意欲が見受けられないと断られた。 他の事業所を検討中。

就労継続支援 A 型を利用していたが事業所による本人の障害特性の把握が不十分で適切なフォローがなく作業量が極端に少なく、できる仕事も限定的だったため事業所が最賃除外を申請した。

最賃除外の申請は労働基準監督署が許可 せず。その後就A継続していたが、再度の最 賃除外申請が検討され、家族·事業所·行政 担当者·相談支援専門員で話し合いが持た れ就Bへ形態変更。本人の精神面の不安定 さも作業量低下に影響していると考えられ、 精神科通院を開始した。(精神1級)

A 型事業所通所中だったが、事業所の経営が難しくなり、A 型事業所の必要とする能力に不足するという意見とともに、相談支援事業所の専門的相談員が計画の変更を勧められた。(身体)

相談支援事業所とCoがB型事業所の選定、本人/家族とともに見学を行い、B型事業所へ変更した。

」 就労継続支援B型		 受給者証が発行されない間、事業所はボラ
3,000 1,000 2,000 1	機能障害を発症。休職中、授産工賃が就労	ンティア扱いとして対応を図った。その後、本
	収入にあたるため公務員法に沿って無給で	人の復職は困難となり退職となった。正式に
	福祉サービス(就労B)を提供していた。とこ	退職となってからサービス受給者証の発行を
	ろが、市は就労Bを利用する方に対して工賃	しもらい、就労Bの利用を再開した。
	を支給できないのであればサービスの対象と	
	ならないと言われ、受給者証の交付を取り消	
	した。	
	市は休職中の方の就労系の利用は認めてい	現在復職を前提として、公務員の方の利用
	ない。復職が難しいと思われる方の利用を申	希望の方があり、申請中。今後支給決定して
	請した。「退職を前提としている」という条件を	もらえるように交渉していきたい。
	付けて、特例として通所決定してもらった。	
	職員や利用者への暴言、暴力があり利用停	障害相談支援専門員がプラン変更、受入可
	止となった。	能施設の利用回数を増やすなどの対応を行
		った。
	50 代無職、高齢の母親と二人暮らしの方に	親亡き後の生活を考え、相談支援事業所に
	B型の利用を勧めたが、本人がサービスは必	つないだ。
	要ないと利用を拒否。	
	記憶障害が重度で、離職や離婚を経験後、	過去に支援の経験があり、本人の状態に応
	自宅に引きこもりがちであったケース。まずは	じた関わり方が可能な職員の在籍する施設
	生活リズムの安定を図る目的で、地元の就労	に入所した所、生活が安定、入所先から同
	継続支援 B 型に通所することを目指したが、	法人内の就労継続支援 B 型事業所への通
	継続支援 B 型に通所することを目指したが、 本人は目的やなぜ自分がここにいるのか認	法人内の就労継続支援 B 型事業所への通 所が定着した。
	本人は目的やなぜ自分がここにいるのか認	
	本人は目的やなぜ自分がここにいるのか認 識できず、通所が定着しなかった。	所が定着した。
	本人は目的やなぜ自分がここにいるのか認識できず、通所が定着しなかった。 復職希望であったが、就労レベルではなく、	所が定着した。 診察にて医師からの説明、家族面談を繰り
	本人は目的やなぜ自分がここにいるのか認識できず、通所が定着しなかった。 復職希望であったが、就労レベルではなく、 障害サービスの利用を案内したが、本人・家	所が定着した。 診察にて医師からの説明、家族面談を繰り 返すことで障害認識が深まり、相談支援を入
	本人は目的やなぜ自分がここにいるのか認識できず、通所が定着しなかった。 復職希望であったが、就労レベルではなく、 障害サービスの利用を案内したが、本人・家族の認識が薄く(復職できるのではないかと	所が定着した。 診察にて医師からの説明、家族面談を繰り 返すことで障害認識が深まり、相談支援を入 れることとなった。その後サービスの情報提
	本人は目的やなぜ自分がここにいるのか認識できず、通所が定着しなかった。 復職希望であったが、就労レベルではなく、 障害サービスの利用を案内したが、本人・家族の認識が薄く(復職できるのではないかという思いが拭えず)なかなかサービスにつな	所が定着した。 診察にて医師からの説明、家族面談を繰り 返すことで障害認識が深まり、相談支援を入 れることとなった。その後サービスの情報提 供、見学等を進め、地元の就労 B 利用に至
	本人は目的やなぜ自分がここにいるのか認識できず、通所が定着しなかった。 復職希望であったが、就労レベルではなく、 障害サービスの利用を案内したが、本人・家族の認識が薄く(復職できるのではないかという思いが拭えず)なかなかサービスにつな	所が定着した。 診察にて医師からの説明、家族面談を繰り 返すことで障害認識が深まり、相談支援を入 れることとなった。その後サービスの情報提 供、見学等を進め、地元の就労 B 利用に至 った。さらに、相談支援専門員が体のふらつ
	本人は目的やなぜ自分がここにいるのか認識できず、通所が定着しなかった。 復職希望であったが、就労レベルではなく、 障害サービスの利用を案内したが、本人・家族の認識が薄く(復職できるのではないかという思いが拭えず)なかなかサービスにつな	所が定着した。 診察にて医師からの説明、家族面談を繰り 返すことで障害認識が深まり、相談支援を入 れることとなった。その後サービスの情報提 供、見学等を進め、地元の就労 B 利用に至 った。さらに、相談支援専門員が体のふらつ きなどに着目し、身体機能の改善を目指して
	本人は目的やなぜ自分がここにいるのか認識できず、通所が定着しなかった。 復職希望であったが、就労レベルではなく、 障害サービスの利用を案内したが、本人・家族の認識が薄く(復職できるのではないかという思いが拭えず)なかなかサービスにつな	所が定着した。 診察にて医師からの説明、家族面談を繰り 返すことで障害認識が深まり、相談支援を入 れることとなった。その後サービスの情報提 供、見学等を進め、地元の就労 B 利用に至 った。さらに、相談支援専門員が体のふらつ きなどに着目し、身体機能の改善を目指して 介護意見書を作成し、ケアマネに入ってもら
	本人は目的やなぜ自分がここにいるのか認識できず、通所が定着しなかった。 復職希望であったが、就労レベルではなく、 障害サービスの利用を案内したが、本人・家族の認識が薄く(復職できるのではないかという思いが拭えず)なかなかサービスにつな	所が定着した。 診察にて医師からの説明、家族面談を繰り 返すことで障害認識が深まり、相談支援を入 れることとなった。その後サービスの情報提 供、見学等を進め、地元の就労 B 利用に至 った。さらに、相談支援専門員が体のふらつ きなどに着目し、身体機能の改善を目指して 介護意見書を作成し、ケアマネに入ってもら い、介護保険サービス(デイサービス)利用に
	本人は目的やなぜ自分がここにいるのか認識できず、通所が定着しなかった。 復職希望であったが、就労レベルではなく、障害サービスの利用を案内したが、本人・家族の認識が薄く(復職できるのではないかという思いが拭えず)なかなかサービスにつながらなかった。(精神手帳3級)	所が定着した。 診察にて医師からの説明、家族面談を繰り返すことで障害認識が深まり、相談支援を入れることとなった。その後サービスの情報提供、見学等を進め、地元の就労 B 利用に至った。さらに、相談支援専門員が体のふらつきなどに着目し、身体機能の改善を目指して介護意見書を作成し、ケアマネに入ってもらい、介護保険サービス(デイサービス)利用につながった。(要介護3)

があり利用には至らず。介護保険サービスと

訪問リハを利用し生活されている。

自宅から近い活動場所を探したいとの希望 セラピストとソーシャルワーカーが事業所を訪 があり見学に行ったが、事業所より高次脳機 問し、障害特性について説明。ご本人は就 能障害者を受け入れたことがないので利用 労継続B型の利用を希望されたが、まずは併 できるかどうか所内で検討しないと利用を決 設の地活から利用し、お互いに状況が分か った時点でB型利用を検討する事になった。 められないと言われた。 就労継続B型を利用していたが、易怒性が 本人と面談を行なった上で、連携会議を行な 高く他利用者とトラブルになることがあり、これ い、疲労が強くなるとイライラする傾向が見ら 以上の利用は難しいとの連絡があった。 れるため利用回数や時間を減らし、疲れない 程度の活動を行なっていくこととした。また、 本人の希望で回数や時間を増やす傾向が 見られた為、希望があった際は支援センター に連絡を頂くこととした。月1回の支援センタ ーでの定期面談を行ない、起こった出来事 について振返りを継続している。 H29 年度より以前で、他市町村の実績などを 休職中の利用はできないと言われ、利用が 出しながら相談をしたが、休職中の利用は認 できなかった。 められないとの姿勢を崩してもらえず、利用 につながらず、地活に通いはじめた。 特別支援校の卒後にB型利用を希望した 必ずしも卒後にB型へ直接入れないというわ が、卒後、直接B型は受け入れられないと言 けではない事を説明し、誤解して理解されて われ断られた。 いることを理解してもらった。 本人の状態から就労継続支援B型の利用が ケースカンファレンスを実施するなどしたが、 妥当と考えられた方。本人、家族が納得して 就労継続支援 B 型の利用はやめることにな った。その後、転居のため、相談機関も関わ 通所を始めたが、通所先での作業内容等に ついて家族が不満を持ち、通所先に在籍し ることができなくなった。 たまま自費で就労継続支援 A 型に通い始め た。(身体5級、精神2級) 以前から施設内外でのトラブル、犯罪行為が 社協のボランティアで実績を作り、施設通所 あり、対応困難で利用できる施設がなくなっ を目指すこととした。 た。(精2) 1週間体験利用したが、暴言等があり他の利 自宅を出て行方がわからなくなり、警察に保 用者に悪影響を与えることと仕事のやり方へ 護されることが続いたこともあり、精神科受診 のこだわりが強く、施設から利用は難しいと 勧奨、受診同行。入院により、服薬調整し状 言われた。 態が安定。退院後、デイサービス、訪問看 護、精神科デイケアを利用することとなった。 週5日継続利用し、作業はできていたが、他 感情コントロールができるように、生活訓練を の利用者に自分の意見を押しつける、暴言、 利用することとなった。しかし、しばらくして生 スタッフへのセクハラ行為(本人はあいさつが 活訓練場面でも他者への暴言出現、ここは わり、冗談のつもり)があり、通所が難しくなっ 自分の来るところではないとの訴えもあり、再

休職期間中に、復職準備として市へ利用に 国リハからの情報提供や他県の前例を することで利用に至った。 ると言われた。(精神3級) 本人にとっての必要性を説明することで	提示
ると言われた。(精神3級)	
市によっては休職中の利用が許可されな本人にとっての必要性を説明すること	
	で許可
い。法的に問題ないとの公文書が出されて されたケースもある。許可されない場合	は収
いるが、それを提示しても認められない、作 入面を考えると退職はできず、在宅で	できる
業工賃は受け取らないとしても認められな ことを検討するのみになる。障害者職業	(せン
い。(複数のケースあり 手帳所持) ターに相談し、職業センターの支援サ	ービス
(評価・準備支援)は利用できるが、期間	が限
られ、年単位の休職期間の間ずっと利	用す
ることはできない。	
送迎がない事業所が多く、公共交通機関が -	
少ない地域では通所手段がない。(複数のケ	
ースあり 手帳所持)	
頭部外傷後遺症(身体3級)「施設で自由 本人・家族・施設・拠点機関で定期的	こケア
気ままに過ごし、作業中も座っていられない」 会議を開催し、目標の確認と日々メモ	J — J
「勝手に自宅へ帰ってしまう」「思い通りにい ートへの記載を行う。	
かないとすべて支援員が悪いと他者批判に	
終始する」「『自分はすぐに仕事に就ける。仕	
事できないというのであれば、全部書き出せ』	
等、延々と自分の主張を繰り返す」などの状	
況から、施設側が困り果てて、何度も拠点機	
関へ相談が入る。	
〈も膜下出血後遺症(身体1級) B型で杖を 就労レベルではないと判断し、緩やか	に過ご
振り回したり、ライターで火をつけたりする。 せる地域活動支援センターへ通う。	
支援員の注意にも耳を貸さない。	
頭部外傷後遺症(精神2級?) マナーの悪 警察に捕まり、精神科措置入院に至る	。退院
い人を見ると注意し、「言うことをきかない」 後、一般就労への復帰を本人があきら	め、就
「変わらない」と感情がコントロールできなくな 労継続支援 B 型へ。その後就労継続	A 型を
り、駅や電車で繰り返し暴力行為に至ってい利用する。	
た。最終は不法駐車のタイヤをナイフで切り	
つける。	
高次脳機能障がいの方は対応したことがな 別の受入れてくれる就 B を探した。	
いので難しいと言われた。支援の方針や計	
画を示してもらってから検討すると言われた。	
就労継続支援 B 型に本人の状態なども説明 担当主治医に脳出血が起こった時の対	寸応を
し、見学を行い、本人も希望したが、頻繁に確認してから、他の事業所を探し、利用	月でき
起こる脳出血に対応するのが難しいと言わた。	

れ、断られた。(精神2級)	
記憶障害、遂行障害があるが、作業を単調	本人と相談しながら、その都度作業内容を
なものにせざるを得ない。本人の希望はもっ	めて、その日の作業内容を決めるようにし ⁻
と体を動かすような作業だが、職員不足によ	いる。(体調にあわせて)
り、十分な見守り体制や対応ができない状況	
があり、本人の要望にこたえきれない。	
利用につながったが、半年ぐらい経過した頃	本人・家族ともに支援は希望されず、現在
より、言動が攻撃的になり、他の利用者への	支援を受けずに障がい者雇用で就職して
暴言や職員に対する批判が作業中や休憩	వ .
時間問わずあり、信頼関係を構築して支援を	
継続することが難しいと判断され、契約解除	
となった。その後、他の B 型事業所に利用が	
つながるも、そこでも暴言等あり、利用中止と	
なった。相談員との関係構築もできなかっ	
た。(精神2級)	
就労継続支援B型の利用を希望したが、制	結果的に、過去就労歴があったので利用
度の改正により、全く就労経験がない場合	ついて可能であったものの、そもそも就労
は、就労移行支援利用による評価が必要と	行支援の利用が明らかに困難な状態であ
言われた。	のでB型利用を検討したわけであり、制度
	運用に疑問を感じる。
就労移行支援B型事業所へ通所していた	生活介護事業所との併用利用。
が、脱抑制的症状のため、利用時間の短縮	
を勧められた。(身体 2 級)	
就労移行支援B型事業所通所を希望し見学	介護保険サービスは拒否のため、医療的
も行ったが、65歳であったため利用が困難だ	援にとどまっている。
った。(精神)	
B型事業所の利用に繋がったが、対人コミュ	目標を確認し、課題を明確化してスモール
ニケーション(特に異性とのトラブル)が問題	テップで進めていくことになった。また、主
となり、"対人関係を保つためのスキルアッ	 医をまじえた関係者ミーティングで状況を
プ"を目的に、精神科デイケアを併用すること	認し、その都度本人にフィードバックしなか
になった。	ら、損得を分かりやすく示して繰り返し説明
	た。
公務員の復職支援でB型作業所を使うことを	小規模作業所とB型作業所が併設されて
断られた。	 る施設で小規模作業所の利用をしながら、
	型の作業も訓練として利用した。
作業には真面目に取り組むものの、職員や	│ │これまでの中で最長期間(5年間)通所でき
利用者の些細な言動に苛立ち、カッとなると	│ │ていたB型事業所への利用を再開した。当
物を壊し、威嚇する行動が目立ったことで利	 該事業所は、本人の症状に理解ある対応

	用するも、いずれでも安定した人間関係が築 けず利用中止となった。	えられる。(障害者手帳:不明)
	利用中の作業所から、他の利用者さんとのト	精神科デイケアを検討したが、自宅からの通
	ラブル(少し手が出たとのこと)があり、利用中	所が難しいとのことで、自宅前から送迎可能
	止を求められた。(精神2級)	な就労移行支援事業所を見学・体験し、現
		在通所中。特に利用者さん同士でのトラブル
		は今のところない様子。
共同生活援助(グループ	障害支援区分を取得したものの、入所先が	何とか理由をつけて介護保険を申請し、要
ホーム)	どこも満室で入れなかった。	介護を取得。サービス付高齢者向け住宅に
		入所した。
	【身障手帳1種2級、精神手帳なり】在宅から	確定診断を進めていたところ、現医療機関か
	GH 入居となったが他利用者にタバコをもら	らの情報で実は確定診断済みで本人、家
	う、酒を飲む、夕方から無断外出する(必ず	族、支援者全てが知らない状況と判明した。
	戻る)、など行動があり入居2ヶ月で「対応で	支援 Co.含めて関係機関でのケース会議を
	きない」、高次脳機能障害も疑われるのでは	開催。再評価を行い本人への対応を考える
	と計画相談事業所を経由して拠点に相談が	ことになった。
	入った。	
	【身障手帳 2 種 4 級、療育手帳 B1、精神手	GH 入居中、GH がある県の支援 Co,、当県
	帳 1 級] 在宅から母の希望により隣県 GH 入	支援 Co.を含めてケース会議を実施し、その
	居となったが無断外出(警察保護)、アルコ	後も関係機関との情報共有を行った。GH 退
	ール多飲あり。脳萎縮も見られ当県で精神	去後は当県に戻り在宅で休みがちだが就労
	科受診 入院、退院後に GH 戻れず退去と	B 型を利用中。
	なった。	
	区分4以上でないと難しいというグループホ	グループホームがなかなか見つからない。
	ームがあった。	
	車いす常用者向けの GH が少なく、情報も少	-
	ない。	
	グループホームに入居していたが記憶障害	宿泊型自立訓練施設の利用を相談支援専
	のため施設のルールが守れず職員との関係	門員が計画したが本人の拒否感もあり体験
	が悪化し退去を迫られた。本人が退去に応じ	利用のみ。県営住宅に県の優先制度を利用
	なかったところ、突然にグループホームの閉	し単身で入居した。
	鎖を通告された。(精神2級)	
	入院中に家族による経済虐待が判明。 退院	退院後、グループホームの空き待ちの期間、
	後一人の生活をされることになったが本人の	知的障がい者施設のショートステイ(6)を利用
	不安もあり、グループホームの利用希望があ	し、精神障がいの方のグループホーム(16)の
	ったが、空きがない状態であった。	 利用となった。

	 身の周りの動作は自立しているが生活管理	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
	 等の援助が必要な高次脳患者に、退院先と	│ │ プホームがあったため、 そこに入所するに至
	 して障害福祉サービスのグループホームを	しった。
	│ │提案∪たが、施設自体の数が少な⟨、また高	
	 次脳(精神)に対応している施設が少ない。	
	(精神 2 級)	
	区分2、介護保険要支援1、50代の方、障が	 認知症中心の介護保険のグループホームは
	い福祉サービスのグループホームとB型事	^
	業所の利用を市に相談したが、グループホ	者住宅に入居し、そこからB型事業所に通所
	一ムは介護保険優先と認められなかった。	した。
	(精神3級)	3.20
	2 号被保険者で介護保険を取得し老人施設	│ │精神科通院中であったため精神保健福祉手
	入所。対象年齢が違いすぎて退所となって	帳を取得し、それをもとに障害福祉サービス
	 から、地域の支援者からの相談(障害者手帳	申請を提案した。
	なし)。障害福祉サービスを申請の手続きを	
	進めたが、ある地域では介護保険が優先だ	
	から障害福祉サービスが利用できないと言わ	
	れた。	
		│ │ 主治医と相談し、状態としては入院の必要は
	へ入居する方向で退院支援を進めていた	無かったが、手帳が取得できる時期が来るま
	が、障害者手帳を取得し受給者証を申請し	で入院継続した。また、一旦他院(リハビリ療
	ないと利用できないと言われた。(市によって	養病棟)へ転院し時期を待った。
	は手帳が無くても利用可能のところ有り)ま	
	た、グループホームの数自体が少なく、利用	
	したくても利用できないことがある。	
 移動支援	│ │ 音が苦手で大勢人数がいる教室で授業を受	│ │校区に病弱児学級が新設され、そちらに編
	│ │けるのが難し⟨、自宅から母が送迎し車で1	入した。
	 時間かかる養護学校の病弱児学級へ通っ	
	│ │た。 市から通学のための移動支援の支給が	
	 決定したが、朝早いのと、距離が長いため受	
	 けて⟨れる事業者がなかった。(両親が仕事	
	 を持っていて、送迎継続が困難)	
	通学時や2つの市をまたいでの移動支援が	家族の送迎により対応。
	 利用出来なかった。自治体により差があり。	
		家族が付き添い、見守りながら通所すること
	│ │が通所することになったが、移動支援は対象	になった。
	 外とのことで利用できなかった。(身体2級)	
	<u> </u>	<u>L</u>

通院や福祉的就労時の通勤に際して、通院 通院に際してはやむなく高齢の父に依頼、 や通勤の自立に向けて期間限定で移動支 通勤については送迎付きのB型事業所利用 援の利用が可能かどうか市に打診。しかし余 へと繋げた。(その後 B 型事業所への通勤は 暇活動ではないため利用できないと言われ 事業所スタッフの支援もあり自立に至った。 た(他県の取り組みの前例を提示しても不 移動支援が利用できていれば手続き記憶と 可)。(精神2級) して他の事業所の通勤ルートも学習できたよ うにも思うケースであった。) 買い物の店や娯楽施設など外出の目的地ま 家族で可能な外出にとどまる。 での公共交通機関がない場合、自宅から現 地までの往復は家族がすることになると、家 族が送迎できないケースはサービス利用に つながらない。(複数のケースあり 手帳所持) ADL は自立しているが、地誌障害などあり一 市に必要性を伝え検討してもらっている。 人での外出が困難であり記憶障害などのた め余暇活動中の見守りが必要なため、移動 支援を市に申請。余暇の場所までの移動は 利用できるが身体介護がつかないため余暇 活動中の見守りは不可と言われた。 障害者支援施設に入所中。施設職員から入 市に必要性を伝え検討してもらっている。 所では外出時間も限られ運動量もすくないた め、移動支援を利用して運動する機会を作 ってはどうかと提案を受け、市に移動支援利 用を打診した。しかし、入所中は移動支援の 利用はできないと言われた。(精神1級) 受傷後、回復期病院に入院中、家族が高齢 在宅の見込みができず療養病棟に転院後、 のため外出の支援が困難で、外出や外泊の 状態落ち着いてから在宅生活の検討を行っ 訓練をするために移動支援の利用を検討し た。 市に相談したが、入院中の利用はできないと 言われた。 介護保険の第2号被保険者の人で、余暇の 移動支援が利用できることを説明、基幹相談 楽しみのための外出を希望していたが、役所 支援センターに相談(できればケアマネージ に聞いたところ、介護保険のヘルパー利用 ャーと一緒に)するように助言した。

の時間数を使い切っていないため、利用不

可と言われた。(身体5級、精神3級)

当施設があるA市とは別のB市に住所がある利用者が、施設近辺で移動支援を利用したいときに、B市が支給決定はしたが、A市とB市の両方に事業所登録をしている事業所がなかなか見つからず、「B市に登録した上でサービスを提供する」と言ってくれた事業所も登録のための書類の量や手続きの煩雑さから登録を断念し、実際にサービスを提供する事業所がなかなか見つからなかった。

その利用者の計画相談支援事業所が、しら みつぶしに移動支援事業所に連絡し、最終 的にサービス提供して〈れる事業所は見つか ったが、利用開始までに非常に時間がかか った。また、計画相談がついていない利用者 で同様の状況になった場合対応が難しい。

訓練施設に通所を開始するにあたり、公共 交通機関を利用して一人で移動することに 不安(経路を覚えられない、電車を間違える 等)があり、移動支援の利用を希望するが、 移動支援は基本「買い物や余暇活動などの 外出時の円滑な移動のための支援である」と のことで一旦は断られる。(精神2級) 高次脳機能障害の方が繰り返すことにより、 移動が自立する可能性のあることを理解して 頂き、3ヵ月間の期間限定(移動が自立すれ ば終了)での地域生活支援事業・移動支援 の支給決定となる。

地域活動支援センター

通信制高校を休学中で、回復期病院を退院 後に復学を目標に地域活動支援センターの 利用を相談したが、行政から「地域活動支援 センターの対象は就労できない人、学校に 行けない(籍がない)人で、当事者が利用し ても事業所への補助金は出ない」との回答。 数回、地域活動支援センターを体験利用の 後、在宅で生活を送っている。何か相談があ れば登録利用者でないが、地域活動支援セ ンターでも聞いてくれる。

通所利用者の余暇活動の機会として、地活にある活動に月1回参加しているが、機会を増やしてほしいと要望しているが、職員の勤務上難しいと断られている。

事業所内でも趣味活動の機会を設けるように努力しているが、就労B型であり、設ける機会に限界があり、なかなか設けることができていない。地活担当者に活動を増やすよう要望を出し続けている。

障がい者支援施設で機能訓練を受けていたが、そこで他の利用者に対する暴力行為があったため、週末は自宅に帰りながら利用継続していた。サービス終了後は、市外の高次脳デイケアを利用していたが、地元の施設に通いたいとの希望があり、地域活動支援センターから利用することになる。地域活動支援センターでは他障害の利用もあり、他の利用者の行動で気になることがあり、直接注意をしたことから、他の利用者とトラブルになることがあった。(身体2級、精神1級)

地域活動支援センターとの利用目的と本人 の利用目的にズレがあり、利用は中止になり、高次脳ディケアのみの利用となった。

1011-2-7-67-1-1-7		
地域移行支援	退院後の家族介護が望めず、一人暮しされ	(21)(22)を行なっている相談支援事業所に相
	ることになり、入院中より住居(16 やアパート	談し、退院後も継続支援を依頼。
	等)探すこととなったが、市に相談すると(21)	
	のサービスは対象にならないと言われた。	
精神障害者保健福祉手	高次脳機能科の医師の診断書で精神保健	精神科の医師の診断書で申請し、手帳が交
帳	福祉手帳の申請をしたが、該当しないとの回	付された。
	答。2度目の申請も非該当であった。	
	診断は前医で出ている為、前医の病院にて	前医に理由を説明し、記入例を渡す。就労
	診断書を作成して頂ければ6ヶ月の待機なし	の関係上、手帳が必要とのことなので、直ぐ
	で申請可能だが、書けないと言われた	の申請を希望されている旨、伝え対応しても
		らった。後日、無事に手帳の取得が完了。
	元々,双極性障害があり,高次脳機能障害	センター長より,かかりつけの心療内科医師
	を重複された方。(精神2級)複数の精神科	へ診断書のポイントを提示し,診断書作成依
	受診歴があるも,本人がかかりつけ医以外へ	頼した。
	の受診拒否があり,精神保健福祉手帳の診	
	断書作成をかかりつけの心療内科や,他の	
	病院からも対応できないと断られ,精神保健	
	福祉センターへ相談があった。	
介護保険サービス	重度の記憶障害の方。介護保険で訪問リ	支援コーディネーターが地域に出向き、ケア
	ハ、デイサービスを利用。ST のみ医療リハを	マネ中心に介護保険スタッフとのケースカン
	行っている。介護保険サービス側は記憶の	ファレンスを実施することで理解を促した。
	向上が身体機能の向上につながると認識	
	し、記憶の訓練を要望していたが、日常生活	
	上の対応の工夫や在宅サービスの調整が必	
	要であり、共通認識をはかるのに時間がかか	
	った。	
	介護保険サービスを利用していたが、第二	デイサービスを利用する事で生活リズムが整
	号被保険者で年齢が若く、本人の身体介助	い、抑制が切れた行動をコントロール出来て
	は必要な〈年齢も若い為来る意味があるの	いる事、家族以外の人との交流の機会が必
	か、就労継続B型の利用を勧めてはどうかと	要な事を説明し、事業所内での役割を作っ
	相談があった。相談はデイサービス担当のセ	て頂く様に依頼した。ケアマネージャーに対
	ラピストからの発信を受けたケアマネージャ	しても障害特性について説明し、細かなこと
	ーからであった。	でも相談頂〈関係を作った。
	病院を退院後、自宅での生活を家族が断	精神科への受診、医療保護入院へつなげ
	念。老健へ入所したが、集団不適応で帰宅	た。その後、県外の特養へ入所となった。
	願望が強く、無断離棟の心配があり、施設側	
	より対応困難と判断され、退所となった。	
	<u> </u>	

回復期病院入院中に介護保険を申請、入所を検討していたが、非該当となりサービス付 高齢者向け住宅への入居となった。金銭面 で厳しく数ヶ月後には独居となり、体調を崩 す結果となった。(精2) 本人に病識がなくサービスの利用につながらない。金銭管理や健康管理に問題があるが、日常的にサポートしてくれる家族もいない。定期的に自宅訪問、受診同行をしながら関係機関と連携を切らさず本人への対応を検討中。

回復期病院入院中、易怒性や衝動性が強く 精神科へ転院して服薬調整を図り、その後 落ち着き退院先の検討に入ったが、家族は 働いていて自宅で一人は難しく、老健等何カ 所もあたったが全て対応困難と断られた。家 族は働きながらの施設探しに疲弊していた。 最終的に有料老人ホーム 1 ヵ所だけが受け 入れを許可して〈れた。金銭的に厳しいが、 お金が続〈までは入所予定。

〈も膜下出血後遺症(精神1級)介護保険ケアマネより相談あり。デイサービスを利用しているが職員への暴言や攻撃的な行動をとるため対応に苦慮しているとのこと。当院で高次脳機能障害の精査を行うが、失見当識や重度の記憶障害、発動性の低下などがあり、また暴言などの行動障害もあることから自立訓練などの利用に至らず。家族の支援力も低い状態(妻が外国人で日本語の理解も十分できなこと、金銭管理、手続きもできない状況)

基幹相談支援センターと地域包括支援センター、ケアマネ、コーディネーターなどでサービス担当者会議を数回開催。障害年金申請し1級受給。医療保護入院を経て地域の精神科病院に定期通院(投薬治療)。現在在宅生活を継続しながら2カ所のデイサービスを利用中。

介護保険第二号被保険者の当事者が要支援認定で通所リハ(ST)を利用していたが、更新時に脳血管障害の原因が加齢に伴うものでなく、もやもや病だったことが判明したことで更新を受け付けてもらえなかった。行政から当事者へ「介護保険が更新できなくなった」との説明のみで、その後の障害福祉サービス等の紹介などフォローは無かったため、サービス利用が途絶えそうになった。(身体4級)

障害福祉サービスを申請、言語リハを中心に 行っている介護保険デイサービス事業所が 障害福祉サービス(通所生活介護)事業所 登録しているので、受け入れてもらう。

医療機関退院後、介護保険で当事業所を利用しているが、介護保険申請がとおった方は 介護保険サービス利用が優先になる為、障 害福祉サービスを利用する事がない。 高次脳機能障害で利用できる障がい福祉サービスがないため、介護保険申請し認定を受けた。介護保険サービスを利用している。

介護保険 2 号被保険者。60 歳。介護保険の 通所サービスを利用。利用者が本人より平均 精神科デイケア(高次脳機能障がい専門)に利用変更。

ı	ı	1
	年齢が20歳以上高く、年齢的にも、活動内	
	容もついていけない。	
	デイサービスで、高揚しすぎるので対応が困	担当者会議の中で、困っていることの情報共
	難と言われた。病院受診をして落ち着かせる	有を各関係機関で密に行い、ディサービス
	薬を処方してもらって下さいとまで言われた。	先で取り入れてもらえそうな工夫を検討して
	他の介護サービスの訪問ヘルパーやショート	もらった。
	ステイ先からは、特に困り感や問題はないと	
	言われている。(80代)	
放課後等デイサービス	知的障害や精神障害の児童が多い中、高次	家族が本人の下校時間に仕事の勤務時間
	脳機能障害を持っている児童が馴染めるか	- を調整し、対応。
	など課題があり、対応困難との判断であっ	
	た。また、養護学校への迎えは複数の利用	
	児童がいるため、可能であったが高次脳機	
	能障害の児童はいないため、迎えに関しても	
	対応困難。	
上記に含まれないサー	脳梗塞後遺症(精神1級) 就労後の定着支	当センターの就労移行支援事業のアフター
ビス	援を市町村の就労生活支援センターに依頼	 フォローで就労定着支援を実施した。
	するが、記憶障害が重篤で社内の経路もな	
	かなか覚えられず、就労は難しいとの話で支	
	援から撤退することになった。	
	頭部外傷後遺症(手帳なし) 就労移行支援	精神科病院・相談支援事業所を紹介する
	利用後に就職するも、同僚へのストーカー行	が、相談支援も関われない状態に陥ってい
	為で警察沙汰になる。結局退職し、その後精	వ .
	神科へ通院したり、相談支援がフォローした	
	りしているが、家族も自宅から追い出し、支援	
	機関が関わることすらできなくなっている。	
	頭部外傷後遺症(手帳なし) 家族の意向	母親が高次脳機能障害であるため支援を行
	で、支援コーディネーター・就労移行支援相	っている関係で時折家族からの相談にのる。
	談窓口者と面談を繰り返すが、本人は支援	
	を拒否し、公務員試験を志望し、就職できな	
	い状況が続く。時折、アルバイトをしたり、引	
	きこもったりを繰り返している。	
	【身障手帳2種6級、精神手帳なし】大学合	障害者職業センターでの職業評価。支援
	格後に事故をして復学、障害者雇用の新規	Co.は学生面接会同行など支援を実施。障
	就労を検討している。障害者就業・生活支援	害者就業・生活支援センターには情報提供
	センター事業は同センターによると「学生は	をして就職に至ったら卒業後に障害者就業・
	支援対象者として認められない。」となってい	生活支援センターは正式に支援介入がされ
	るようで積極的関与はしてもらえない。大学	る予定。
	は当県より県外でありキャリアセンターも対応	

	不十分。	
	引きこもっていた30代の女性の母親から相	本人の気持ちを聞き取ることを目的として、
	談があったが、本人が障がいを受け入れられ	継続的に相談支援を行っている。
	なくて、何のサービスにもつながらなかった。	
記載なし	県では高次脳機能障害者の退院後の支援と	-
	して精神科デイケアに通うことが推奨されて	
	 いる。しかし、私たちの圏域では、精神科デ	
	イケアに通所するためには、どちらに通うにし	
	ても1時間以上の時間を要する。そのため、	
	復職のリハビリとして障害福祉サービス事業	
	所に通うことになるが、本人に合う事業所を	
	マッチングさせることが難しい。現在退院後	
	│ │の就労支援として、移行・A・B・生活介護の	
	 利用を勧めているが、高次脳機能障害者に	
	 対する対応の∫ウハウを持った事業所が限ら	
	れているのが現状である。	
居宅介護(ホームヘル	1 人で公共交通機関を利用しての外出が困	家族が同行可能な日のみの利用に制限され
プ)	難なケース。3時間の高次脳専門の通所リハ	ている。
移動支援	ビリ(精神科ショートケアとして実施)利用のた	
	 めに移動手段として居宅介護(通院等介助)	
	の利用を検討するも、往復の移動時間含め	
	 約5時間の同行に対応可能な事業所は無か	
	 った。その他、利用可能なサービスは無かっ	
	 た。なお、移動支援は「医療機関への通院時	
	 には利用不可」との要件があるため利用でき	
	なかった。	
居宅介護(ホームヘル	体調を崩して入院していた50代の男性が、	単身生活なので、日中の見守り体制(ヘルパ
プ)	医師の勧める別病院転院(入院生活の継	 一支援、地域活動支援センター通所)を整え
上記に含まれないサー	続)を拒否して、在宅生活を希望した。	て、なんとか退院して自宅に帰った。
ビス		
就労移行支援	在職中のサービスに市町村裁量で格差があ	-
就労継続支援A型	ತ こと。	
就労継続支援B型		
就労移行支援	大声を出す、暴れる、事業所を飛び出す、他	他の利用者と別に作業するなどの工夫をし
就労継続支援B型	の利用者とトラブルになるなどの行動障害が	 ても困難な場合は他の事業所へ移る。在宅
	 問題になり、事業所では対応に困られる。向	 生活により落ち着く。
	 精神薬を内服していても起こるケースはあ	
	る。(複数のケースあり 手帳所持)	
	- (1200 1107) INI/I33/	<u> </u>

_ ┃ 就労継続支援A型	 利用開始となっても、高次脳機能障害に対し	_ 利用前に高次脳機能障害について説明し、
就労継続支援B型	ての理解が不十分なため、スタッフや他利用	利用開始後もその都度連絡を取り、対応方
共同生活援助(グループ	者とトラブルが生じる。	法についてのアドバイスを行う。しかし、本人
ホーム)		自身も利用しづらさを感じ、利用継続困難と
,		なった事例もある。
 就労継続支援B型	┃ ┃頭部外傷後遺症(精神2級) 就労継続B	自宅近くで送迎のある施設の利用を検討し
	型に通所。1人の職員との折り合いが悪く物	古七世へと医歴ののも地域の利用を採出している。
1少到又1及	事を被害的に捉える様になってしまれ、通所	CV15.
	が困難となった。 道に迷うため単独通所が	
	困難だが、施設通所目的で移動支援の利用	
	ができない。家族が送迎をしているが、遠方	
	のため負担が大きい。	
	特神2級。地誌性が悪いため、日中の事業	 交通機関利用の必要な事業所は候補から外
	所に一人で行けるようになるため、一時期だ	文地機関利用の必要な事業がは候補がった。 した。
	け移動支援の利用を自治体に申し出たが、	O/C.
	基本的に日中の事業所への移動支援は認	
	基本的に日中の事業所への移動又扱は認 められないと言われた。	
就兴继结士摇D刑办籍	かられないと言われた。 介護保険該当者であり、通所介護を利用。	本人の通所をサポートする方法として、地域
就労継続支援B型介護 │ 保険サービス	万護休険該当有でのが、週別万護を利用。 記憶障害により、その場での待機が困難。ほ	本人の通所をリホート9の万法として、地域 生活支援事業の移動支援を検討することと
休険リーに入		
	ぼ毎回通所介護の事業所スタッフが自宅前	なった。
	から移動している本人を見つけ送迎車へ誘	
	導している状況。自宅内での身辺処理は概	
	ね可能。家事は訪問介護と県外在住の姉が	
	対応。一方で要介護から要支援となり、通所	
	頻度が減、自宅介護の時間が増えることで姉	
	の負担増が課題となっていた。本人の状態	
	からも継続的に通所し、主体的な取り組みが	
	可能な障害福祉サービスでの事業所利用を	
	検討。しかし農村地帯にある自宅近くまでの 	
	送迎対応可能な事業所はみつからなかっ 	
	た。	
地域移行支援 	精神 2 級。相談支援事業所に地域移行・地 	ケアマネを通して、不足として福祉サービス
地域定着支援	域定着の支援と福祉サービスの利用申請を	が必要ならばケアマネから市に交渉すること
	してもらおうと市に相談先を提示してほしいと	となった(二度手間)。
	連絡したところ、その自治体は、介護保険の	
	区分が出ている場合は、ケアマネがすべて	
	の支援のコーディネートをすることになってい	
	るので、障がい福祉サービスの認定区分もで	
	きないと区分の調査申請も断られた。そのた	

	め、支援の運びが遅れた。	
	【手帳なし(後に精神2級)]50代の方、老健	今後の方向性検討するため、本人家族、一
帳	入所中に要介護 要支援2となり退所となり	般相談事業所(障害)、行政、支援 Co. でケ
介護保険サービス	かけたために障害福祉サービス利用ができ	ース会議を行い、自立訓練(生活訓練)を利
	ないか家族が市に相談をした。しかし「介護	用することになった。行政担当者には障害福
	保険優先」の返答で訓練等給付の紹介もな	祉サービス利用要件に手帳必須でないこと、
	かった。後日、再度家族が障害福祉サービス	訓練等給付は第2号被保険者も利用可能と
	利用の相談をしたところ「障害者手帳が必	理解を求めた。
	要」と返答され、精神2級を取得した。 拠	
	点にはこの後に相談が入る。	
権利擁護事業	失語症で読字や文章の理解が難しく、自分	本人の障害の状況や希望を伝えるとともに、
	あての手紙や公的な書類を読むことができな	面接に同席し本人が理解しやすく話しやす
	い。これまでは父が対応してきたが、高齢に	い環境を作り、権利擁護事業の利用が可能
	なり更新などの手続きにもれが出始めたた	となった。
	め、権利擁護事業の利用を申請した。しか	
	し、社協より本人が事業内容を理解している	
	ことや利用したいという希望を利用に向けて	
	のガイドラインにのっとった形で社協の職員	
	に伝えられないと判断能力があると確認でき	
	ないため、利用は難しいのではないかと言わ	
	れた。(精神2級)	
行動援護	高次脳機能障害家族交流会の参加を希望さ	民間(有料)のサービスを情報提供するも不
短期入所(ショートステ	れた本人 16 歳(療育手帳 B)とご家族のケー	参加。
1)	ス。離島からの参加であり, (高速船 3 時間)	
放課後等デイサービス	本人の行動障害があるため,短期入所,児	
	童デイ,行動援護などを希望されたが,町福	
	祉課担当者から,本人が使えるサービスはな	
	いと回答があった。本県では離島を抱え,サ	
	ービスの地域格差が大きい。	
短期入所(ショートステ	低酸素脳症と失語症(ほぼ全失語)、40代、	地域活動支援センター(週2)と移動支援(週
イ)	男性、発症から1年経過、指示理解や意思	2)、自立訓練(機能訓練:週1)を利用するこ
生活介護	表出が難しく、おとなしく過ごすことが難し	とで凌ぎ、3年経過してようや〈生活介護、短
	い。生活介護への利用を希望したが、マンパ	期入所利用の併用が可能となった。
	ワー不足から利用が不可となり、短期入所も	
	日中一時支援を何度か体験することで利用	
	と見極めたいとのこと。	
生活介護	脳外傷、30代、男性、受傷後2年ほどは意	通所先を地域活動支援センターに変更し
地域活動支援センター	欲や発動性低下があり、生活介護を利用し	<i>t</i> c.
	ていたが、回復に伴い喫煙や他利用者に不	

	用品を売る行為がみられ、利用不可となる。	
障害者支援施設での夜	衝動性や易怒性が目立つため、施設側から	精神科医療機関で服薬調整を行い、病状の
間ケア等(施設入所支援)	集団活動は困難だと言われた。	安定を図り今後について検討することとした。
自立訓練(機能訓練·生	もやもや病、脳出血、高次脳機能障害全般	他県の実家に転居し、本人の精神状態を落
活訓練)	 重度。(身体1級) ADL 向上を目標に自立	ち着かせるかたちをとった。
	訓練を開始したが、過剰刺激のためか昼間	
	ずっと徘徊するようになり落ち着かない状況	
	が続いた。	
	頭部外傷後遺症(手帳なし) 元々の家族関	両親と相談し、マンスリーマンションを借りて
	 係の課題もあって、「ひとりぐらしがしたい」と	そこで単身生活の練習を行うこととした。
	の思いが強く自分の要求が通らないと訓練	
	に通所して来ないことや夜間電話をかけてく	
	る等の行動が続いている。	
	〈も膜下出血後遺症(手帳なし) 見当識障	家族と相談し、GPS 付携帯を所持していただ
	害が強く、現在自分のいる場所がわからな	くことにした。退所後自宅に戻ったが、常に
	い。入所訓練を実施していても自宅へ帰宅し	家族等の他者の目がある環境を設定せざる
	ようとするなどの思いに至り離院し行方不明	を得なかった。
	になる。(手帳なし)	
	低酸素脳症(手帳なし) 低酸素脳症の発症	回復期リハビリテーション病院から自宅退院
	前からうつ症状があり、発症後に精神的な落	となった。
	ち込みが増強してしまった。自立訓練のニー	
	ズはあったが精神面の対応が難しく、利用に	
	至らなかった。	
	転落による頸椎損傷(身体2級) 下肢麻痺と	有料老人ホームで障害程度区分が利用でき
	注意障害により、何度も転倒し負傷もするが	る施設に入所した。
	安全行動をとろうとしない。本人は単身生活	
	を希望し続けたが、大家側から拒否があり、	
	自宅には戻れなかった。	
	ウェルニッケ脳症(精神2級) 元々知的に低	-
	く生活管理が崩れていたところで、発症。糖	
	尿によりインシュリン自己注射をしていた。入	
	院管理下ではよかったが、施設入所後無断	
	外出や飲酒があり、他の利用者に金を借りる	
	ことが続き、強制退所。退所後基幹相談支援	
	センターを通じてB型事業所に通所するも、	
	同様の金銭トラブルあり退所。精神科デイケ	
	アも同様。	

障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援) 就労継続支援B型 身障手帳2級 46歳 脳出血 就労継続支援 B型と一体型の施設入所施設を利用申請したが、市の許可が下りなかった。理由は、介護保険対象者のため、施設入所支援が利用できないとのこと。厚労省への問い合わせも、市町の判断によるものとしているので回答できないとのこと。施設の現状としては、他の市町では利用許可が出ているとのこと。

共同生活援助(グループホーム)を利用して、B型通所利用の方向で進めることとする。 入浴等、配慮事項があるため、施設入所を検討していたが、GHで対応できるかどうかは 懸念材料。

表 2-2 障害福祉サービス等利用困難事例(状況と対応)当事者家族会

状況 対応	. –
日に家に帰ると、もう行きたくないと言う。な	. –
ぜかと聞くと、プログラムが終わると、その後の声掛けや支援プログラムがないようで、何をしたらよいのかわからない。夕食までの時間とか寝るまでの時間など、どう過ごしてよいのかテレビもつけられないと言うことを施設が理解していないようだ。 脳挫傷、脳幹損傷を伴い、歩行障害が顕著。交通事故より半年後に退院、将来を考え歩行訓練を継続して希望するも、脳外科医の判断で却下。それから1年後、精神2級の手帳を取得したが、	绍
の声掛けや支援プログラムがないようで、何をしたらよいのかわからない。夕食までの時間とか寝るまでの時間など、どう過ごしてよいのかテレビもつけられないと言うことを施設が理解していないようだ。 脳挫傷、脳幹損傷を伴い、歩行障害が顕著。交通事故より半年後に退院、将来を考え歩行訓練を継続して希望するも、脳外科医の判断で却下。それから1年後、精神2級の手帳を取得したが、	· MH
したらよいのかわからない。夕食までの時間と か寝るまでの時間など、どう過ごしてよいのか テレビもつけられないと言うことを施設が理解 していないようだ。 脳挫傷、脳幹損傷を伴い、歩行障害が顕著。交 可能な範囲ではウォーキングをして筋力線 に努める。理学・作業療法を受けるには実を継続して希望するも、脳外科医の判断で却下。 それから 1 年後、精神 2 級の手帳を取得したが、	利用
か寝るまでの時間など、どう過ごしてよいのか テレビもつけられないと言うことを施設が理解 していないようだ。 脳挫傷、脳幹損傷を伴い、歩行障害が顕著。交 通事故より半年後に退院、将来を考え歩行訓練 を継続して希望するも、脳外科医の判断で却下。 それから1年後、精神2級の手帳を取得したが、	して
自立訓練 していないようだ。	
自立訓練	
通事故より半年後に退院、将来を考え歩行訓練 に努める。理学・作業療法を受けるには実を継続して希望するも、脳外科医の判断で却下。 方法しかない。年ごとに悪くなっている。 それから 1 年後、精神 2 級の手帳を取得したが、	
通事故より半年後に退院、将来を考え歩行訓練 に努める。理学・作業療法を受けるには実を継続して希望するも、脳外科医の判断で却下。 方法しかない。年ごとに悪くなっている。 それから 1 年後、精神 2 級の手帳を取得したが、	
通事故より半年後に退院、将来を考え歩行訓練 に努める。理学・作業療法を受けるには実を継続して希望するも、脳外科医の判断で却下。 方法しかない。年ごとに悪くなっている。 それから 1 年後、精神 2 級の手帳を取得したが、	詩
それから1年後、精神2級の手帳を取得したが、	豊の
마/크베셔니스 선생·파이스 회사 구 사용 교육 나 나 헤어	
歩行訓練は介護認定を受けてからでないと認定	
は無理とのこと。(ケアマネからの話)	
生活訓練を受けたいとお願いしたが、地域にサ あきらめた。	
ービスがなかった。	
病院から失語症は軽いから、就労しても大丈夫 一人暮らしで生活の事が出来ていない状態	で、
と言われ、全国ネットの就労移行支援事業所を 就労は難しいだろう、でもお金が必要だか	う働
利用していた。1年たって、就労できる状態では かなくてはいけないと思っていると言う。	ح.
なく、そこの職員さんが困って、相談に来られ なので、本人と家族に面会して、失語症だ	ナで
就た。なく高次脳機能障害もあり、年金が取れる	支援
労 をすることと、今すぐの就労ではなく生活	を立
就	当施
接 設の就労継続支援 B 型へ通うようになった。	。障
害年金も取得でき、現在も通所しているだ	、疲
れやすい、気になることがあるとほかの事	が出
来なくなるなど、なかなか就労へ繋ぐのは	祖一
l I I o	乗し

	1	
	就労移行支援事業所の管理者からの相談で、こ	まずご家族に当施設に相談に来ていただくこ
	の事業所は、高次脳機能障害の人の対応に苦慮	とを伝え、高次脳機能障害の支援には障害特性
	していて1年半たってしまい、当施設へ相談が	の理解と家族への支援と協力が必要なことを
	あった。	伝える。
	当事者の障害原因や発症理由も、初期面談で母	
	親から聞き出すことが出来なくて、事業所へ通	
	うのも、遅刻ばかりで家族の協力も得られない。	
	母親が事務仕事に就けると思っているため、当	
	事者の能力とのギャップに困っていた。	
	市に休職期間中の国家公務員の方の就労移行支	現在就労継続支援B型を利用。高次脳機能障害
	援の申請をしたが、就労移行支援は認められず、	の回復状況に応じて、幅広いサービスが受けら
	就労継続支援B型の利用が認められた。	れるよう再度申請するも、明確な回答がない。
		B型で継続して復職のための支援を行ってい
		ప .
	利用開始時の対応は色々と配慮してもらってい	地域活動支援センターを併用する事になった。
	たが、数か月後には他施設の利用を考えるよう	
	勧められた。	
	A 型に通所していたが、今年度になって仕事の進	当法人の家族相談会へ相談があり、事故は小学
	み方が厳しくなり、ついていけなくなり、仕事	生の頃だったが、大人になって高次脳機能セン
	が出来ないと判断されて解雇された。家族から	ターへ通っているにもかかわらず、高次脳機能
	ははじめはゆったりしていたのに、急に厳しく	障害は軽いと思われ、身体の手帳が2級であれ
	なってと言われていた。	ばいらないと判断され、身体障害としてA型へ
		就労していた。当施設の就労移行へ通うように
就		なってきたが、生活全般が子供のようで、大人
就労継続支援		としてのしつけができていないため、生活全般
続支		の支援が必要だ。特に親が高次脳機能障害の理
援		解がないため、外見だけでできると思って、放
A 型		置している。親教育が必要で、ケア会議のたび
		に少しずつ家庭での支援の必要性を伝えてい
		く予定です。
	少し下痢気味で何度もトイレに行くと、トイレ	ウエスト総ゴムのズボンを購入した。
	の時間が長いのでその事で印象が悪くなると言	
	われ、トイレの時間を短くするためベルト付き	
	のズボンは避けるように言われた。	
ı		

ほかの就労継続支援 B 型を利用しているご家族 からの相談で、本人が働きたいと言うことで通 い始めたところ、掃除の仕事で「膝が痛い」と 訴えてきた。本人に確かめるがどこまで本当の 事かわからないため、施設でその様子を見たい と言ったが、施設外の老人ホームなので外部の 人が入ることが出来ないと言われ見せてもらえ なかった。支援員に聞いたところ、本人がやり たいと言うのでやってもらっている、嫌なら言 ってもらえば変えるのにと言われたので、高次 脳機能障害なので、言えないと言っても理解し てもらえない。時間を決めて休ませてほしいと 言ったら、廊下の仕事ではなく違うところにな ったが、その仕事も、同じ姿勢でやり続けるの で体が痛くなるようだ。支援員は、とにかく掃 除ができていればよいぐらいで、一人一人に寄 り添った指導も支援もされていない。母親も辞 めてもいいと思っていても、本人が変更するこ とが出来ない高次脳機能障害の特性があり、困 っているようだ。

家族には高次脳機能障害の特性で、本人から自分の気持ちや状況は伝えられないことを書いて支援員さんに持っていくように言った。それでも改善されないなら、違う施設を探すことになった。

障害年金は家族会からのアドバイスで精神障害 1 級が取得できている。

(A)市(B)町

町に問い合わせました。他の市(A)に利用していた場合、市の利用者負担金額は0であったが、住所変更し町(B)に住んで利用をしたところ、自己負担金が発生し、利用すると利用者負担金額が増えた。

役場に申し出たが、どうにもならないと言われ、そのままである。

社会的行動障害 施設内で問題行動。隠れて喫煙し吸殻をトイレに流し、バレないつもりの吸殻が便器にぷかぷか浮いていた。また他の利用者に喫煙を目撃され慌て火のついたタバコを消そうとして床を焦がす。他の利用者さんを小ばかにしたり、殴る真似をしたりなどの問題行動が多く、何度も本人・家族・施設間で話し合いがもたれたが、改善されることは無くついに退所となった。母親もそんな息子が毎日家に居て、暴言、無理難題を言われ、24時間顔を突き合わせている事で心労が重なりついに入院。本人が一人での自宅生活が困難になった。

B型事業所が市役所に相談して、障害者の入所施設に入所。ここでも問題行動があり、早々に退所させられた。今度はケアマネージャーを付けてもらい、老健のデイサービスの利用にこぎつけた。しかしデイサービスでは入浴介助があり、嬉しくて若い介護士の女性に卑猥な言葉を発したり、体に触ったりする等ここでも通所を断られた。母親も認知症が進み老健施設に入所。本人は居場所が無くなり、一時は精神病院に入院したと聞いているが、その後の事は不明。(母親とも連絡が取れないので現在の状況は正確には知りえていない。)

	」 B型作業の実習をしたが、本人には合わず、主治	- │ 障害者相談支援センターでは、B 型をやめると │
	医のすすめもあり、令和1年3月でやめ、現在	支援は受けられないと言われた。一番支援が必
	家に引きこもっている。	要な時、支援が受けることができず、親亡き後
	SALCTIC C O J CVIS.	を心配している。
	 入所施設のプログラムに参加しないで、部屋で	本人の状態を理解してもらっていないかもし
	ゲームばかりして困っている。職員は声を掛け	れない、その施設が合わないかもしれないと言
	ないのか聞くと、朝呼びに行っても、出てこな	うことで、当法人が運営している就労継続支援
	いからと言われるだけで、何もしてもらえない。	B型を家族さんと本人に見学してもらった。本
	こんな状態をどうしたらよいのかと家族から相	人もここなら通いたいと言い、現在も通所中。
施	談を受ける。 	通所が1時間余り、乗り換えもあるので、難し
設		いかと思い母親が付き添いで来ることになっ
施設入所支援		ていたが、1 週間もしたら慣れて一人で通える
) 接		ようになり、グルーブ訓練にも楽しそうに参加
		している。
	市の障害福祉課担当者と面談。ショートステイ	ショートステイ、入所ともに、施設側が受け入
	について、障害者利用証で1泊2日/月が認めら	れ可能ならできる。ショートステイは入所する
	れている。今 10 回/月認められている障害デイ	ため施設になれるという意味も含んでいる。手
	サービスを利用している施設でショートステイ	帳内容から考え「障害者支援施設(身体)」へ
	も利用し、できれば施設入所を考えている。	の入所となり、市で手続き等対応できる。
	グループホームの入居を考え、支給決定を受け	入居対応してくれるグループホームを見つけ
	て入居先を探したが、高次脳機能障害の方を受	て入居できた。
	け入れたことがないため断られた。	
	ヘルペス脳炎が原因。身体的には何ともないが、	暗中模索。家族会でグループホームを作るしか
	全て高次脳機能障害に当てはまる方です。15年	ないのか。
 	以上も通所のリハビリを続けているのですが、	
共同生活援助	自分の衣類も履物も持ち物も自分の物と認識で	
生 活	きない。一人では行動できず固まっている)。	
援助	一人っ子であり、父母も高齢であることから将	
) (j	来グループホーム入所を希望。やっと探しても	
(グルー	らって、体験利用させてもらったが1日で断ら	
l l プ	れた。理由「高次脳機能障害の人は対応したこ	
プホー	とがなかったし、こんなに大変とは思わなかっ	
7	た。今後も施設の人手の事を考えると受け入れ	
	は無理です」と	
	施設不足でかなり遠方の施設を勧められた。	しばらく様子をみることにして、より近くの施
		設を探している。
	一年ほど利用したが、高次脳機能障害の特性を	本人の精神症状も悪化したため、自宅へ戻って
	なかなか理解してもらえず、退所するように言	いる。
	われやむなく退所(こだわりが強く、馴染むこ	

	とができなかった)。	
	買い物で適切に物が買えないので、移動支援を	居宅介護を申請し、代行で買い物をしてもらっ
	申請したが、屋外移動は自立しているため、申	た。
	請が通らなかった。	
	(S市)「音が苦手」で教室に入れず、母親の車	当面母親が送迎を継続、その後校区内の中学校
	の送迎で60分かけて当時、市内で唯一の「病弱	に病弱児学級が設置され、徒歩での登校が可能
	児学級」に通学。両親とも仕事があり、通学の	となった。
	ための移動支援を申請し支給決定されたが、受	
	けてくれる事業者がなかったため、サービスを	
	受けることができなかった。	
	(T市)「注意障害」「ふらつきがある」などか	家庭の事情で送迎が難しいときは、担任や管理
	ら、校区小学校の特別支援学級に母が車で送迎	職が迎えに来て対応してもらうこともあった。
	していた。弟が生まれ、弟のインフルエンザ罹	下の兄弟の成長に伴い、母が通学練習を重ね、
	患などで送迎できない時に休まざるを得ない状	自力で通学が可能となった。
	況が生じ、「本人が一人で通えるように練習す	
	る」目的で移動支援を申請するも、支給決定さ	
移	れなかった。	
移動支援	(1市)「音や人込みが苦手」で不登校となり、	事故後、両親が離婚。当面フルタイムで働く母
援	校区外の中学校の病弱児学級に通学することに	が車で送り、帰りはバスを利用。(教育委員会
	なった。当面バス通学の練習のサポートを受け	から「通学時に何かあった場合は全て保護者が
	られるよう移動支援を申請したが、支給決定さ	責任を持つ」と一筆書いて転校が許可された)
	れなかった。	その後一人でバス通学が可能となった。
	(₩市)「注意障害」「バランスが悪い」「体力	受傷後、両親が離婚。フルタイムで働く母親が
	的にも不安」などの理由で、一人で通学が難し	車で送り、帰りは児童デイサービスの送迎を利
	いため、移動支援を申請したが、支給決定され	用している。
	なかった。	
	移動支援の契約はできたが、利用希望日にヘル	あきらめた。
	パーさんをお願いしたら、人手不足を理由に断 	
	られた。 	
	常に相性の良いヘルパーが来る訳ではなく、本	家族が事情を説明し、以前より少なくなったが
	人が嫌がるようになった。サービスを中断し、	時間枠を確保してもらった。生活必需品は介助
	それが続くと、町から利用していないのなら予 	している家族(別居)が買ってきて補充。月に
	算上同じサービスを必要としている他の人を優	1、2 度本人と親族で外出。
	先させたいと言って、時間枠を減らされた。	
	手帳の更新にあたり、市の窓口が住所地より遠	より近いセンターの窓口にお願いし手続きを
精油	い場所になっていて、(管轄のセンターへ行く	している。
精 神 帳	よう指示される)。	Dale to A Section 2 Merchanists
学 校	ヘルペス脳炎が原因。身体的には何ともないが、	母親に年金の更新時に主治医に相談して病状
ĺ	全て高次脳機能障害に当てはまる方です。15年	に合った診断書を書いてもらい、等級の見直し

以上も通所のリハビリを続けているのですが、 自分の衣類も履物も持ち物も自分の物と認識で きない。一人では行動できず固まっている。家 族会の他の人と比べても等級が本人の状態にあ っていない現状。 をしてもらうようにとアドバイス。結果、手帳は1級になり年金の等級も変わったと感謝された。

サービスに関してではないが、毎回の更新手続きが大変。本人の写真も必要で準備に労力を費やす。症状固定しているので更新期間がもう少し長くあったら助かる。

50 代で脳出血後の高次脳機能障害で一人暮らしをしている方。

就労移行支援を利用している方ですが、障害福祉サービスの利用契約更新時期に相談事業所の方に特定疾患なので介護保険サービスの審査を受けないといけないと言われ、本人は何のことかわからないまま審査を受けた。すると要介護1になった。

その結果、これまで利用していた家事援助のヘルパー利用が週2日から1日になり時間も短縮されて、本人はパニックになって、私に死ねというのかと怒って訴えてきた。

なぜそんな事態になったのかをいろいろ調べ た。障害福祉サービスでは、家事援助として夕 食を作ってもらうことと通院介助をお願いし ていた。知的に問題がないため食事を作る能力 がないわけではなく、食事を作る脳の体力がな く、疲れやすくなっている。脳が回復するにも 時間がかかる。失語症のため本を見ながらの調 理はできない。料理が作れても作るだけで疲れ てしまい食べることや片づけが出来ずそのま まになってしまう。しかし行政は同じヘルパー だから利用を増やしたらよいだろうと言う。障 害福祉サービスのヘルパーと介護ヘルパーと では考え方が違うので、高次脳機能障害には適 さない。これまで障害福祉サービスで家事援助 を受け生活も安定してこれから就労の準備を と思っていた矢先のことで、本人はなかなか気 持ちが安定しなくなり、就労も遠のいてしまっ た。

なぜそんなことになるのか市へ話に行ったが、 取り消してはくれなかった。

制度が優先になり、本人主体での対応になっていないことがとても残念です。

脳出血後(40代)介護保険でデイサービスを利用していたが、お年寄りばかりでかわいそうだとケアマネージャーから紹介で相談に来られた。

本人は右麻痺があり、失語もあって聞き取りにくさがあったが、とても努力家で、リハビリには特に積極的で、当施設の就労継続支援 B 型を見学して利用が始まった。失語もグループ訓練に積極的に参加することで、聞き取りできるくらいに回復して、身体的にも歩く訓練を頑張り、安定した状態になった。本人も働きたいと言う気持ちがわいてきて、一般就労できた。今

介護保险

では一人で旅行へも行けるほどになり、第2 の人生だと、本人も家族も喜んでいる。 40代50代で時間をかければ働けるぐらいに回 復する高次脳機能障害者が多いはずなのに、病 院が介護保険の申請はすぐおこなう。病院は障 害福祉サービスについては情報も知らないこ とがあるため患者家族に伝えないことにたい へん問題があると思う。 60代 記憶障害と見当識障害あり独居(妻とは 家族が直接伝えるだけではなく、相談支援事業 離婚、遠隔地に住む娘がキーパーソン)のため、 所がモニタリング時に本人だけではなく家族 有料老健に入所してB型の作業所に週2回通所。 からの聞き取りをきちんと受け止めてもらい、 いろいろな事ができるようになり更に自分の事 介護施設との調整をきちんとやってもらう様 も徐々に理解してきたので、娘としては、もっ に頼んだ。 とB型の利用回数を増やして若い人達と関わる 事で、元の父の様に生き生きとしてくれると思 うし、本人もB型の通所を増やす事を希望して いるが、介護保険優先であるとの事で、老健の 施設内の高齢者のほぼ動けない方の中での、デ イサービスを利用、B型に居る時に比べてつまら なさそうに座っている姿を見るには忍びない。 施設の担当者に相談しても、もう60代だしここ の施設を利用してほしいと言われた。 通所してみたが、高齢者ばかりで通所が苦痛で |退所し、現在は在宅。 あった(65歳以上になると介護保険適用になる ため、リハビリができない)。 介護保険優先なので居宅支援が使えない。障害 家族会で情報収集。 福祉から介護福祉に切り替わってサービスの選 択肢の幅が狭くなった。障害者だけど必要な支 援を臨機応変に介護保険制度によって適用しに くい。地域の相談窓口もケアマネージャーも高 次脳機能障害について理解している人が少な い。本人、家族には負担が多く感じる。 家族支援(ホームヘルパー)等、訪問看護、訪 問リハビリを利用しているが、そのサービスを 受けている各時点でしか本人を支えられていな い。サービス時間外、一日の中でも状態は大き く変化するので24時間安全ではない。利用でき

る施設も少ない。

32 歳もやもや病による脳内出血。障害手帳失語 | 施設内のケアハウスの 2 人用の部屋なら入居 症4級、右上下肢機能全廃1級。40歳から介護 申し込み可能。 保険適用(介護保険要介護2)。 介護者である母の高齢による介護力の低下、腰 痛のため施設入所について入所したい施設に聞 きに行ったところ、腎臓の持病もあり、引き受 けてもらうのは難しいとわかった。 ハローワークから障害者職業センターへ紹介さ 当施設の就労支援 B 型で体験をして、通所にな れ、職業評価を行ってからの紹介で来られた方。 る。生活が昼夜逆転しているので生活を立て直 脳腫瘍手術後の後遺症としててんかん治療しか すことから家族とともに支援していった。高次 行っていない。両目の視野狭窄があるのに、バ 脳機能障害と言われていないことでてんかん イクに乗っている。病院で高次脳機能障害と診 にかかっている病院の先生に、高次脳機能障害 断されていない。家族は目的を持って生活をし の検査を行ってもらったが高次脳機能障害の て早く仕事を見つけてほしいと言う。 診断書は書けないと言われ、書くことのできる 精神科をこちらが紹介した。また、発達障害の 疑いもあるので、療育センターで検査をしても らう。精神科の先生に当施設利用の様子を伝え て年金が取得できた。 B型から就労移行へ移りその後一般就労が出 来た。定着支援は1年ぐらい続けた。 B型に通所にあたり交通費の一部を負担しても 利用者の一部負担もしてもらえないか、役場に は口頭で伝えたが、「そうですか」で済んでし らえるところがあるらしい。 まった。 福祉サービス受給者証、福祉医療費受給者証の より近いセンターの窓口にお願いし手続きを 再更新の手続きにあたり、市の窓口が住所地よ している。 り遠い場所になっていて、管轄へ行くよう指示 される。 4度目の脳梗塞後、脳外科にて高次脳機能障害と |現在は他院にて、高次脳のリハビリ(週1回) 診断され、県の支援拠点機関(2ヶ所)で相談 通所中。 しました。入院も。しかし、家族(私達)もま だまだ障害のことに関して、何が大変なのか、 どういう事なのかの理解がありませんでした。 もちろん当人も。相談対応してくれるケースワ ーカーや病院の先生、看護師からの説明もなん となく他人事のような対応で、結局本人が「も う出る!!」ということで、退院しました。今 は、病識がないからとか感情のコントロールが きかないからとか、家族が病気(障害)に対し て理解してきたので、分かるようになりました

が、当時は本当に訳がわからなくて、家族も本人も疲弊してしまいました。今では、他の病院にかかり、高次脳のリハビリテーションを受けさせてもらって、だいぶん落ち着きましたが、当時の病院でも、今の病院のように親身になってくれていたら、もっと安心してリハビリを受け、家族も落ち着いていられたのにと思います。病院によって対応が違うのは仕方ないにしても、支援拠点としてうたっているのであれば、もっと同等の対応(障害に対しての説明や、家族の大変さなど、家族会の方との面会とか)をして欲しかったです。正直、今でも前の病院には、不信感でいっぱいです。県の支援拠点といわからないくらいです。

障害者雇用で、1日4時間のパート勤務に就いた。しかし3年後、支援者が定年退職後、うつとなり、休職しながらも勤務を続けるが4年で退職する。

障害者就業・生活支援センターでは、仕事をやめればこちらでは支援できないと言われた。

【移動支援を拡充してほしい】

入院中のヘルパー利用や移動支援の利用(行動援護や重度訪問介護が利用できない方が多い)

作業能力はあるが移動が難しい場合もある。都市部になると交通の便が発達している分、送迎を行なっていない施設が多い。地方でも送迎を行っている施設は限られている。就労継続B型やA型でも送迎があると利用できる可能性が広がるのではないかと思う。

総合支援法のサービスでは、受診の付き添いは認められていないが、単身での受診困難な高次脳機能障害者は多い。受診の付き添い。送迎支援サービスが必要と思われる。

精神科デイケアやショートケアへの通院にも「移動支援」が適用されると、デイケア等を利用できる対象者がさらに増加することが期待される。

ヘルパー(職場や施設への同行):認知リハや復職のために通所や通勤練習をする際、移動支援は市町村により判断が異なるため、同行援護や行動援護(区分3以上)に類するような制度があるとよい。

高次脳ディケアまでは遠く、なかなか通えず、自宅で生活している人への支援。

自宅から病院や施設等までの移動に伴うサービスについて 公共交通機関を利用しての通院が困難な方を対象とした車での送迎サービス。 家族の付き添いだけでは本人の見守りが不十分になりやすい方を対象とした、同伴サービス。(例:タクシー利用料金の補助、その他車による送迎、スタッフの付き添い等。)

日中活動の送迎サービス利用の際、家人の送り出しや迎えが必要なることが多く、家人の仕事の融通がつけにくいことがある。

定期的な通所先に移動支援が利用できませんが、期間制限でもよいので利用できると通所が自立する方が多いと思われます。

高次脳機能障害の方の、通院・通勤の自立に向けた期間限定の移動支援。

移動支援の利用を拡大してほしい。(市町村はなかなか認めてくれない) 子どもの通学のための移動支援利用は、なかなか認めてもらえず、送迎のため親が仕事を継続できず、家族の負担が大きい。小さなきょうだい児が風邪で高熱の時に、親の送迎が困難になり、当事者が学校を休まざるをえないこともあった。 運営している B 型事業所で、退院当初は自力で通うのが難しい方が多い。家族の送迎が難しい方はなかなか通所事業所の利用ができない。移動支援を通所練習に利用できると、通所が可能になる方がいる。 の子どもの場合も同様と考える。

移動の問題では、有償移送のサービスも多くはなく、毎日の利用は難しかったり、金銭的に負担が大きかったりがあるように思います。

ヘルパー(施設入所中):施設入所支援+生活訓練利用中の方の通院練習に対応できる通院等介助などのサービスがあるとよい。入所中であり居宅介護(通院等介助)は利用不可であるため。

自動車運転免許を返納した方が使えるサービスの充実。

移動支援の通学、通所支援の利用があると、通所できる社会資源の範囲が広がる可能性がある。

重度の記憶障害を伴う高次脳機能障害者の場合、通勤が自立するまでかなりの時間を要す場合があるため、移動 支援を活用出来るとありがたい。

運転が出来ない方が多いので、就労 B なども送迎があるとよい。(市内、近隣町でも家から事業所の送迎がある就労 B は 2 か所しかない。)

受傷後、認知機能等の課題があり、自動車の運転が制限される場合が多く、定期受診や生活介護、就労支援に通うにも公共交通機関が整備されていない私たちの地域では通所が難しい。また、認知面においても一人で行動するこ

とが難しい場面が多くみられる。外出時等の付添いが可能であるサービスのニーズが高いと言える。

【在宅サービスの拡充をしてほしい】

ナイトケアや夜間の見守りサービス

重度訪問介護のように、記憶障害や注意障害がある人が在宅で生活する時に、「見守り」のみをしてくれるサービスがあるとよい。

重度訪問介護の対象者が限定されていますが、外出時の対応や自宅での見守りなどのニーズを考えると高次脳機 能障害を有する方が利用できることが望ましいと思われます。

市で重い高次脳機能障害の方に重度訪問介護が認められた方がいらっしゃいました。利用対象の枠が広がり、家族が離れられないような重い高次脳機能障害の方も利用できると助かると思います。

同居家族の支援が十分に得られない場合にも、単身者同様に、服薬管理等の訪問支援が受けられるとよい。 訪問給食サービス 重度身体障害者の方が対象であるが,対人関係が苦手でヘルパー支給よりも給食サービスが 望ましいと思われる方に対し,訪問給食の対象者枠を拡大してほしい。

【訓練等給付等サービスの拡充をしてほしい】

各種社会保障制度の申請手続き援助。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)

居宅介護で生活版ジョブコーチのような支援が当たり前に受けられるとよいです。居宅介護で見守りや確認のみの支援は実際には難しいと思われます。

指示や見守りがあれば一つ一つの作業はこなせてしまう方も多く、なぜ支援が必要なのかが理解されにくい。生活版ジョブコーチ支援等も含め、支援に入る為のガイドブックの様なものがあると良いと思う。

夜間も含めた一人暮らしに向けた生活訓練できる場所

公共交通機関を利用しての移動や自宅内での家事(料理・掃除・買い物)等について、高次脳機能障害者は実際現場で繰り返すことにより自立度が増していく可能性がある。支給決定時や実際のサービス提供時に、そのような視点で支援していくことが必要である。サービスを提供する事業所の直接担当者への高次脳機能障害の普及・啓発等。高次脳機能障害は中途障害で有り、復職支援をする事が多い。その中で、公務員については障害者職業センターの職業評価や職業準備訓練、ジョブコーチ支援等が受けられず、職場復帰の支援に困難を来すことがある。公務員が復職に向けての評価や訓練、支援等が受けられるような手立てが欲しい。

【社会復帰に向けて評価を受けられるサービスが欲しい】

高次脳機能障害があり、研究・教育等の業種で働いていた方が復職するにあたり、専門分野に関する職業評価を受けられるサービス(複数の希望例あり)

自動車運転を再開できるかを評価してくれるサービスや機関

【継続的にリハビリをしたい】

病院での通院リハビリ(継続的なリハビリを求める声が多い)

継続した脳トレのようなリハビリサービス。リハビリができる通所サービス。

病院退院後も継続的にグループを取り入れた訓練を受けることが,高次脳機能障害の障害認識を高め代償手段を獲得して生活を広げていく上では有効と感じています。退院後は医療制度でのリハを受けにくい現状からは、リハスタッ

フ中心の自立訓練事業所が各地にあるとよいと思われます。

病識がなく回復期のリハビリを受けずに在宅生活となり、発症から2カ月を過ぎたような人が、生活の中でリハビリの必要性を感じても、希望するような医療でのリハビリを受けられないため、そこをカバーできるようなサービスがあるといい。

【継続的な社会参加の場がほしい】

自分から支援を望まず、引きこもり、孤立してしまう方について、継続的に関わる支援があるとよい。

介護保険に該当しない方、該当しても若年で介護保険サービスに馴染まない方等が利用できる制度・サービスがない。引きこもり、家族の抱え込みを防ぐためにも社会参加できるが必要と思われる。

【当事者の会がほしい】

高次脳機能障がいの当事者の集まりや家族の集まり。高次脳デイケアまでは遠く、なかなか通えず、自宅で生活している人への支援。(再掲)

特に軽度の当事者から、当事者会はないのか?という問い合せがあります。

【高次脳機能障害に特化したサービスを受けたい】

高次脳に特化したリハビリが受けられない。送迎も必要。

高次脳機能障害に特化した福祉サービスが少ないが、どうしても他障害の方とうまく行かないケース(特に介護保険工号被保険者等)は一定数存在するため、高次脳機能障害に特化した施設が増えると良いと思う。

高次脳機能障害の特性によっては、身体・知的・精神の各障害者との共同生活は困難なケースが見られる。高次脳機能障害者に特化した共同生活援助も必要ではないかと思う。

高次脳機能障害に特化したヘルパーを派遣できる事業所があればよい。

高次脳機能障害者の認知機能の低下に対応した機能訓練や生活訓練、施設入所支援(介護保険や障害福祉で身近に対応できる場所がもっと必要)

介護保険サービスでも障害福祉サービスでも高次脳機能障害者の為の訓練プログラムを実施している施設や事業 所、医療機関が近くにはない。対応できる専門職もいない。

【行動障害のある方へのサービスを充実させてほしい】

社会的行動障害のある方の参加できる場

行動障害が激しく精神科病院に入院したケースの退院後の支援(退院後の生活に向けた支援)、障害福祉サービスで日中活動の対応が困難できない…入院中は落ち着いているが長期入院は適当ではない…となると、活動や居場所がないケースがあります。精神科医療の枠でデイケアが合えばいいですが…。

行動障害がある場合に精神科デイケアの利用により、日中活動を安定させることがありますがデイケアは医療に区分されることもあり、障害者総合支援法とのリンクが弱いように思います。医療と総合支援法両方にまたがるようなサービスがあることが望ましいと考えています。

問題行動がある方に特化した入所先や一時期入所して行動分析できる機関があると助かります。医療機関でも施設でも対応できない方をご家族で対応するのは無理があります。市には強度行動障害の方を施設から地域に戻すために行動分析する集中支援や一般のグループホームに移行するための移行支援の機能を持ったグループホームがありますが、同様なものが高次脳機能障害で問題行動のある人にもあるとよいと思います。

【高次脳機能障害のある児童へのサービスを充実させてほしい】

中途脳損傷の児童が利用できるリハビリテーションサービスの資源・制度。

「1」に記載したような児童に関する制度の拡大。

医療機関でのリハビリが終わった後に、児童が障がい福祉サービスを利用して高次脳機能障がいに焦点を当てて訓練を受けることができないので、そういうサービスがあればいい。(成人の生活訓練のようなもの)放課後等デイサービスでは対応が難しいと言われることが多いのが実態。

【高次脳機能障害のある40~60代へのサービスを充実させてほしい】

高齢化が目立つ社会のため、若い世代(40代~60代)が生きづらい社会のため、介護サービスは充実していますが、障害サービスは不足しています。

脳血管障害の方で介護保険対象の方(特に 40~60 代の方)の施設入所先が介護サービスの範囲内であることから、特養や有料老人ホームなどの選択となる。特に中途障害やまだ働ける年代の方々に関しては、これらの入所施設には抵抗感が強い。障害福祉サービスでの利用も併用できるとより選択肢の幅も広がり、ニーズに応じた支援ができるのではないだろうかと思う。

【休職中の支援を充実させてほしい】

現在休職中の者に対する就労支援の利用制度について明記してほしい。全然関係ないかもですが、これが集まればいろんな対応法が学べるので、ぜひ公開していただきたいなと思いました。

休職中の福祉サービス利用を柔軟に取り扱ってほしい

退院後何らかの形で社会参加できるまでの精神的支援の期間が重要である。退院の時期がある程度決まった時点で、入れる福祉サービス等はないのか。(21)では入院期間が短く対応できない場合)入院中から本人の気持ちを聴き、退院後のサービス利用の情報提供を行うピア的活動の制度化。

休職中の方で、復職期限まで時間がある場合に、生活リズムを維持し職業準備性を高めるための通所先を見つけることが難しい。地域活動支援センターへの通所では、頻度や活動量が少ないことが多い。

【その他特定の状態の方に対応した支援を充実させてほしい】

重度の高次脳機能障害や社会的行動のある方が利用できる障害者グループホーム。

身体に問題のなく、知的にも中度以上の方の短期入所先があるとよいです。

麻痺はあるけれども、身障手帳の対象にはならない方の、身体機能の維持のための運動療法ができるサービスがあればありがたい。特に、若い時は良いが、加齢に伴って麻痺が増大し、そういうメンテナンスの習慣がない場合に、悪化がどんどん進んでしまう恐れがある。

【割引/減税の対象を拡大してほしい】

県は精神保健福祉手帳所持者の公共交通機関料金について、平成29年度より路線バスにおいて割引適用になったが、電車に関しては未だ適用になっていない。注意障害等により自動車や自転車の運転が出来ない方は公共交通機関が主たる移動手段となることも多いため、上記料金割引に関しては適応拡大の検討が必要と思われる。

精神保健福祉手帳所持の方も高速道路割引の適用可。(顔写真がなくても可能としていただきたい)

自動車税·自動車取得税の減免·軽自動車税の免除 精神障害者保健福祉手帳1級の方が対象だが,対象の範囲を拡大してほしい。

【その他制度を見直してほしい】

介護保険サービス優先対象者で要介護認定区分によってサービス量が足らない場合、障害福祉サービスでの上乗せ支給の判断基準が自治体によって差がある。

高次脳障害者への支援については、個々の対応の必要性、症状によって改善が長期になることもある。また、訓練途中で病院への入院治療が必要となることもある。その中で自立訓練を利用する場合、標準利用期間、さらに必要な場合さらに1年の延長は認められているが、市町村によって延長期間が制限されることもある。個々のケースに併せて利用期間を検討できるような仕組みができればと考えている。

遷延性意識障がいのように医療的ケアが必要な人で、18歳を過ぎてから発症した人については、療育手帳が取得できないため、状態像は同じにもかかわらず、いわゆる重症心身障がいの入所の利用が難しい。何とか、入所できる施設を、という家族の希望は多いと思う。療養介護の施設の基準を少し見直すことで、このような方たちの施設利用の可能性が広がるのではないか。

自死未遂の場合、第2号被保険対象にならずサービス等を利用しようとするが制度上利用できず、自己負担が大きくなる。低酸素の方は特に介護度合いが高くなるので第2号被保険対象の枠を広げていただきたい。

これは質問にあっていない事ですが、障害年金の更新の際、前回と状態が変わりないのに等級が下がる、あるいは不支給となるケースがある。特に就労していると、同じ状態の場合は、安定していると良い印象の評価となってしまうようである。

介護保険優先の方は、計画相談すら支給決定されない場合がある。

身障手帳のように精神保健福祉手帳1級以外でも医療証の適用。

障害者就業・生活支援センター事業:「学生は支援対象者として認められない。」となっているようだ。大学在学中事故により障害者雇用を求める当事者もおり支援対象を柔軟に対応してほしい。

障害者職業センター:公務員の利用について機構の性格上不可である。理解できるがケースによっては柔軟に門戸 を広げてほしい。

補装用具の支給補装具の購入や修理に係る費用の助成対象にアシスト付き電動自転車を追加してほしい。

【支援事業所に対する啓発をしてほしい】

公共交通機関を利用しての移動や自宅内での家事(料理・掃除・買い物)等について、高次脳機能障害者は実際現場で繰り返すことにより自立度が増していく可能性がある。支給決定時や実際のサービス提供時に、そのような視点で支援していくことが必要である。サービスを提供する事業所の直接担当者への高次脳機能障害の普及・啓発等。(再掲)

拠点機関以外の相談支援体制の充実: 単身、就労中の高次脳機能障害者の中には、生活に困窮している方もいる。また仕事も生活もある程度はできるため障害福祉サービス等の利用相談につながらず、ハローワーク担当者も障害があるとは気付かず相談継続していることも少なくない。ファーストコンタクトする関係機関への実際的な障害の周知と早期対応が求められる(役所窓口、ハローワーク、相談支援事業所 < 委託相談支援事業所等 > など)

表 3-2 今後要望するサービス 当事者家族会

内容 移動支援の利用がなかなか認められない(市町村によって差がある)。回復に伴い、繰り返し練習する ことで、通所や通学が可能となるケースには、数か月を期限としてサービス利用を認めてほしい。 事業所利用や、通学の幅が広がり、より本人の回復にもつながると考えられる。 高次脳機能障害に特化した作業所に通所するのに、市町村によって交通費や通所費用の負担に差がある 2 │ のはおかしいと思います。障害者手帳を持っているだけで毎日決まった額のガソリン券やタクシー券が 支給される市もあります。また、一人では通所できない方のための送迎サービスは必要不可欠です。 3 公共機関としてのリハビリ施設が東海・中部地方にも欲しい。 理学療法士が自宅に訪問し、マッサージ、リハビリを行ってくれている。身体の痛みなどは緩和できる が、言語、表現、心理的サポートの面で言語聴覚士や心理療法士が必要だが地域に資源がない。 退院時の病院での心理検査の結果が付いてくる方は稀です。又あったとして経過年数で状態に変化がで てきます。その人のどんなところに困り感があるのか、どの様な支援が必要かを独自で心理検査を行っ て、支援の方策を立てて支援を行っています。弱小事業所ながら、これも家族会が行っている事業所だ 5 から採算度外視で行っています。当事者と支援者の為にです。 問題は、公認心理師への専門職加算はありません。しかしとても大事な作業だと思って実施しておりま す。全て事業所の持ち出しです。真に当事者支援に着目して行う事業所には特別加算があるような仕組 みが必要です。 介護保険優先の原理は全くおかしいです。 現にきちんとした支援で症状が安定し、改善されてきている方が、介護施設では安全のためにと車いす での行動を強いられ、就労の施設では杖歩行や手摺りを支えとして独歩ができているのが現状です。介 護に抱え込んでいるように思えます。 回復してきている方は介護保険ではなく障がい福祉サービスに移行する事が本人の為になると思いま す。 若い高次脳機能障害の方は通える施設があるが、65歳以上の対象はなく、すべてデイケア、デイサービ スなど高齢者が多い施設しか(介護保険への移行のため)ない。若くて通っている方は、65歳をこえて | もまだ通える。ならば、それ以上でも認知症が発症していないであろう高次脳機能障害の人も通えるよ| うにしてほしい。今の60代はまだまだ若いです。80代と同じ施設で過ごすのは少しきついかな?と思う こともあります。 就労定着支援の今の規定では高次脳機能障害には合わない。月一回面談と決められても事件が起きた時 に駆け付けることが多く、安定しているときはいかない方が刺激しないですむ。本人より周りの支援者 へ話や様子を聞くことが必要で、本人の状況に合わせた支援が必要だと思うが、今の制度ではそれが難 しい。どの障害者にとっても規格通りにはいかないことを理解して制度を見直してほしい。 市町村により利用サービスの金額がまちまちで、統一してほしい。もっと町・市役場の人が勉強して、 周りを見て、サービス (金額)を統一してほしい。 10 障害年金等の申請について相談をしたかったが、市や県などの窓口が分からなかった。 障害について詳しく知りたかったが、病院のアドバイスがあまりもらえなかった。 11

事故後、退院、通院時ではその後のことをほとんどアドバイスされない。障害者手帳も、歩行障害が残 るものの脳挫傷では取得できず精神での取得、それも3級、2級と全てアドバイスではなく1つ1つ試行 12 錯誤しながらのものだった。 病院も市役所も社会保険事務所も含めて区分化されて、受傷者には大変不便な制度だと思う。 社会的行動障害者の居場所。又それを受け入れてくれる事業所への特別報酬加算が無いと受け入れは困 13 難です。何処の施設からも受け入れを拒否されます。 同じく高次脳機能障害に特化した GH も必要だと思う。この障害を理解し、その人に合った支援を考えて 14 支援してくれる環境なら安心して落ち着いていられます。 高齢障害者 + 身体障害 + 持病があり、介護・通院・透析等の必要な者の施設入所。 15 発症時、生活能力が高く、高次脳機能障害について医師からはっきり告知がなかったこともあり、症状 16 が進行しても病識が持てない。本人・家族への支援窓口、支援体制の整備(家族が相談できるサービス) 自律するための支援を親子同席し双方共に理解し決断できる支援。 中高年のひきこもり支援課題に対しての取り組みにあてはまることが多いと思う。 重層的な連携支援の枠組み、(精神保健福祉センター・保健所・福祉協議会・医療機関・ハローワーク・ 家族会)受ける窓口はどこでもいい、各担当者が連携し、当事者の実情に応じた支援が提供できるよう な枠組み。若い内は家族との緊張、対立が強まって相談に向かいやすいが、40代になると落ちつき、本 17 人・家族と共にひきこもって生きることを受け入れがちになる。 もやもや病では、長年に渡る変化で、本人も家族も個性・性格と考えがちのため相談もせず、社会人に なってからわからないことが増えて困り出す。日常の家庭生活には特に支障はないが、社会に出ると対 人、仕事のやり方等に年齢による障害のズレが出て、本人は困るがそれまで患者会くらいしか話したこ

ともなく解決にむけての相談先の準備がない。生き辛いまま日々を送ることになる。